

予算特別委員会会議録(2)(令和5年4定)			
日 時	令和5年12月14日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時51分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	横尾委員長、高橋副委員長、新井田・酒井・白濱・中鉢・ 中村(吉宏)・下兼・中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・生活環境・福祉保険・ こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した横尾です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、高橋委員が選出されておりますことを、御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、新井田委員、白濱委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井委員に、面野委員が下兼委員に、前田委員が白濱委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○中村(吉宏)委員

◎中心市街地の再整備について

まず、中心市街地に関連してお伺いいたします。

中心市街地の再整備についてなのですが、今回の代表質問で質問させていただきました。一つ、小樽駅前第1ビルの再開発についての件なのですが、御答弁については、駅前広場の再整備と小樽駅前第1ビル等の再開発事業の姿が明確になってから方向性を示すということでした。

伺いたいのなのですが、第1ビルの再開発について、準備組合の事業計画の進展はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

今、御質問のあった準備組合の事業計画の進捗についてでございますけれども、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合によりますと、現在、再開発施設の規模の検討や権利者との調整、保留床を取得する不動産開発業者の意向調査などといったところで準備を進めているところでございます。来年度以降、本格的に事業計画の策定に取り組む予定とお聞きしております。

○中村(吉宏)委員

今、着々と進めているということなのですが、その際の課題ですとか、懸案となるようなことがあればお示しください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

課題についてなのですが、準備組合によりますと、各権利者の入居・転出や入居の規模といったところでの意向調査であったり、資金面での再開発事業の成立といった点がございまして。さらに、施設規模が明確になった段階で、並行して、これらを進めることが主な課題として挙げられるとお聞きしております。

○中村(吉宏)委員

課題がいろいろある中で、今回は、先ほど代表質問でいただいた答弁に関して触れたのですが、中心市街地の整備に向けた作業を、今、第1ビルに関していろいろな課題がある中で進めているのですが、本会議では、宮崎県都城市を引き合いに出しまして、中心市街地に公共施設等も含めて、民間施設と併せて一体的な再開発を行っ

たということをお示しさせていただきました。

第1ビルのビジョンはこれからということでありませけれども、ビジョンの中に公共施設等の入居も検討していただくことというのは重要なのではないかと、私などは今回、視察に出て捉えてきた視点であります。

公共施設の入居ということについても検討していただきたいと思うのですけれども、状況はいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

小樽駅前第1ビル再開発の公共施設の入居という点でございますけれども、現時点では、事業計画がまだ策定されていないという段階で、施設の規模が分からないということがありまして、実際に公共施設が入れるかどうかというところもまだ不明という段階でございます。

そのため、一定程度、配置計画が見えてきた中で、準備組合と協議しながら、公共施設の入居の可否も含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

私の考え方としては、これから第1ビルでいろいろとビジョンをつくっていく中に、もう出来上がったものについて公共施設を入れてくださいと言ってもなかなか難しい部分があるので、計画を練っていく段階で、こういうことはどうなのだろうという検討材料にさせていただきたいと思いましたがけれども、今後そういったことも考え合わせということであります。

いろいろな施設が老朽化しています。小樽市勤労青少年ホームもそうですし、小樽市勤労女性センターもそうですし、こういったものを統合しながら、あるいは図書館の統合ということも考えられます。大阪府泉大津市では、市の中心部に立派な図書館を併設した施設を造っていますし、やはり都城市もしかりなのです。そういう住民が安心する拠点といいますか、そういったものを造っていくということについても、少し意識を持って取り組みいただければと思います。

◎崖崩れについて

続きまして、崖崩れについて伺います。

本年9月に大雨が小樽市を襲いまして、市内で崖崩れが発生し、また、その危険も含めて住民の方が避難するという状況が発生いたしました。小樽市は山坂のまちであり、崖のところにも住宅が建っているという状況です。

その一方で、北海道等が土砂災害の警戒区域等を指定していると思うのですけれども、こういった指定を受けて、そこから生じる効果というものについてお示しいただけますでしょうか。

○(建設)佐々木主幹

土砂災害警戒区域等におけます効果になりますけれども、市町村の地域防災計画において当該警戒区域ごとに警報の発令や避難場所、避難経路など避難体制について定めており、災害等の発生が予測される場合、いち早く避難等ができるというのは効果と思われれます。

○中村(吉宏)委員

この制度といったものは、いつ頃から制定されたといいますか、行われてきているのか、お示しいただけますか。

○(建設)佐々木主幹

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というのが平成13年4月1日施行となっております。それ以降になります。

○中村(吉宏)委員

本市においては、急傾斜地ですとか、指定あるなしにかかわらず、そういうところにも住居が建っているわけで、小樽のまちは古くから、そういう急傾斜地付近に建物が建っているという状況があります。

私も少しいろいろ調べて、崖崩れの際に国や道の支援のメニュー、あるいは防災・減災を含めた支援のメニューというのがいろいろあるのですけれども、防御というものについて、個人に対して何かしらの支援といったものが

見受けられないのですが、防御というところについて、何か制度的に市民を守ってくれるようなものというのがあるかどうか、お示しいただけますでしょうか。

○(建設)佐々木主幹

斜面等の保護制度になりますけれども、小樽市につきましては、現在、支援制度はございません。

○中村(吉宏)委員

支援のメニューがないということでもあります。ということは、例えば、急傾斜地に擁壁等を設置するにも個人の負担になるのだらうということなのなのですが、これも一つ、何か対応が必要なのかと思います。

さらに、もう少しお伺いしますが、近年ですと住吉町においても崖崩れが発生し、今回は入船地域で崖崩れが発生したということでもありますけれども、小樽市内では、それ以前にも崖崩れの状況が発生したことがあるのか、お示してください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

過去、小樽市内の住宅地で発生した崖崩れの被害による状況ですが、人的被害を伴うような大きな被害の記録は残っておりません。近年、災害対策室で記録を把握しているものとしては、平成30年度に、住吉地区急傾斜建築の土砂崩れ、擁壁崩壊及び東雲地区での土砂崩れの2件がございました。令和2年度に、石山町の石垣崩壊及び高島4丁目の土砂流出の2件、令和5年9月12日に、入船4丁目地区、潮見台1丁目地区で大雨に伴う土砂崩れが発生した2件の合計で6件であります。

さらに遡って、詳細な記録を把握していない小規模のものも含めれば、少なくとも十数件は発生しているのではないかと認識しております。

○中村(吉宏)委員

市制100年を超えたまちであります、100年前に起こったものなどは記録に多分ないのでしょうけれども、およそその数年にこういった土砂崩れ等の状況が発生しております。気象も非常に異常気象ということがずっと言われてきている近年でありますけれども、こうした中でもう一つ気になるのは、もし、土砂崩れ等が発生した場合の対応策というのが、国や道を見てもどうも見当たらないというのが現状であります。一度発生しますと、その状況や再建等に向けて、民間の方や市民の方が結構、大きな経済的負担を負わなければならないというのは、大きな問題なのだろうと思っているところであります。

こうした事故が発生した場合の対応策ですとか、発生した場合の市民の皆さんへの事後対策、救済策というものは何か用意されているのか、お示しいただけますか。

○(総務)災害対策室長

ただいまの御質問ですけれども、市の急傾斜地等への対応としましては、現行ではなかなか有効な支援策というのではない状況ではあります。

まず土砂災害が発生した場合は、災害の事象がこれ以上、広がらないように、周辺への2次被害の防止という観点から、被害状況に応じてですが、民有地であっても、これまで市で応急対策を実施してきたところであります。とはいっても、本市において土砂災害警戒区域等が520か所もありまして、お話があったように気象の変化によって、集中豪雨などの土砂災害の頻度が多くなるおそれがありますので、なかなかすぐというわけにはいきませんが、他都市の事例なども研究して、こういう崩壊が生じた後の対応ということで、本市としてどのような対応を行っていくのが適切なのかということについては、関係する庁内の部署と連携していきながら考えていくべきものなのかというふうに思っております。

○中村(吉宏)委員

御検討いただけるということでもあります。

もちろん、市の単費で全てカバーしてあげられるということは難しいと思いますし、いろいろな慈善団体も含め、

民間の力をお借りするなど、助け合いの状況がつけられるような、あるいは行政としては、そういった基金を用意して準備するなどということも可能なのかと私は想定するのですけれども、ぜひともこの先しっかりと御検討いただければと思います。

◎観光地付近の除雪について

次に、観光地の除雪についてであります。

これも代表質問で観光に関連してお伺いいたしました。冬の観光の安全を守るために、観光客の方が回遊しやすい、歩きやすい状況のため、除雪をしっかりとさせていただきたいということにつきましては、市長からも堺町通り商店街等の除雪をしっかりと行っていただけるというような御答弁をいただいたところであります。

そこで伺いをしたいのですが、堺町通り商店街という名称を例示で挙げていただいたかと思うのですけれども、観光客の方たちへの歩きやすいような除排雪というところで、具体的な対象としているエリアというのはどこかをお示しいただけますでしょうか。

○（建設）維持課長

観光地に配慮した除排雪の対象エリアはどこかという御質問でございますけれども、小樽駅から小樽運河にかけての主要な路線及び小樽駅前広場、また、南小樽駅周辺、市道住吉線からメルヘン交差点までの範囲で、市内10路線を対象としております。

○中村（吉宏）委員

特に冬の状況で、私も直接、観光客の方や市民の方からも苦情をいただくのですけれども、いわゆる浅草通りと呼ばれるところが、国道5号から浅草橋街園にかけてのところの除排雪については非常に要望を受けるところであり、よく転倒者も発見するところでもありますので、ここは対象になっているのかというのが少し気になりましたけれども、お答えいただけますでしょうか。

○（建設）維持課長

今冬から、先ほどの10路線のうち、観光客が多い本通第2線、中央通線、浅草線の3路線の歩道を重点路線として位置づけし、歩きやすい歩行空間の確保に努めたいと考えているところであります。

○中村（吉宏）委員

そこだけに限らず、観光客の回遊を高めようということで、北運河の方面などもこれから重点地区になっていくのかと思いますけれども、差し当たり、この冬は、重点エリアとしてそこが上がっているということを確認いたしました。

財源も大変な中で作業していかなければならないのだろうと思いますが、これは質問ではないのですけれども、そういった意味でも観光税の早期実現を訴えかけておきたいと思います。

◎婚活支援について

続きまして、婚活に関する質問をさせていただきたいと思います。

令和4年第3回定例会で私は一般質問をさせていただきました。少子化対策ということよりも、若者の方たちがより活発にという意味も込めて、婚活支援の施策を本市に提言させていただいたわけであります。

その際、婚活支援につながる施策の検討をしていただけるということで答弁が返ってきているのですけれども、その検討をしていただいて1年少々が経過しておりますが、状況はいかがなのかお示しいただけますでしょうか。

○（こども未来）主幹

まず国では、本年4月にこども家庭庁が発足いたしまして、こども基本法が施行されております。そこで様々な考え方が示されているところであります。その中の補助事業といたしましては、結婚新生活を支援する事業ですとか、マッチングシステムに関連する事業なども示されているところであります。

あと、北海道については、公式サイトで結婚サポートセンター「北海道コンカツ情報コンシェル」をリニューアル

ルするなど、結婚支援に関してテコ入れを図っている状況になっています。

それらを踏まえまして、本市としてどのように取り入れ、有効な施策に結びつけるか、模索しているところがございます。

○中村(吉宏)委員

以前、本市で第2期小樽市総合戦略に基づいたアンケートを行った際に、結婚に関心のある方が56名いたわけなのです。その人たちをぜひ見殺しにしないでいただきたいと、希望のある方たちにチャンスを与えるような施策を行っていただきたいという意味も込めまして、今答弁が出てきましたけれども、ぜひ婚活支援の施策を本市としても実施していただきたいと思いますが、御答弁をいただけますでしょうか。

○(こども未来)主幹

今、様々な検討はしているところなのですが、例えば、婚活の分野でいきますと、実施する際にはどうしても、我々もそうですが、民間の方々の力も活用しながら、何かできることはないかというふうに考えているところがございます。そういった婚活ですとか、出会いの場の創出に関連する事業を構築し進めていくことになりましたら、どのような団体などから協力がいただけるか、どういった進め方が望ましいかなどを、現状では模索しているところがございます。

○中村(吉宏)委員

他都市の状況を見ましても、やはり民間とタイアップしながら施策実施をしているところがありますし、複数都市ですけれども、まちによってはAIを導入して、出会い、あるいはマッチングの可能性などを検討させるというような取組を行っている自治体もあるようです。今、御検討と申しますか、そういったものも併せてというお話でありましたけれども、ぜひとも模索しながら取り組んでいただきたいと思います。

これは、今、迫市長がせっかく一生懸命に取り組んでいらっしゃる子育て支援策、大分もう小樽市もすごく充実してきましたけれども、子育て支援策で設けた事業を利用するといった人たちがこの後も続いてきてくれないと、持続していかないと私は思っているので、こういった意味でも非常に重要な取組かと思っておりますので、模索と言いましたけれども、ぜひ実施について積極的に検討していただきたいということをお願いいたします。

◎看護学校について

続きまして、小樽市内の看護学校に関連してお伺いさせていただきます。

本日は資料要求をさせていただきました。「小樽市看護学校検討協議会 会議概要」というものを用意しましたけれども、まず小樽市看護学校検討協議会というものが開かれて、心優会、共育の森学園、医師会、そして小樽市保健所がこの会議の検討委員会の中に入っているところからスタートしました。

この表を見ますと、第1回から第4回と申しますが、ちょうど共育の森学園から心優会への事業の引継ぎというところが大きな議題、議論になっているところかと思っております。

令和3年第2回定例会で、看護学校を新しく開設するのであればウイングベイ小樽での開設をしてはどうかということをご議論で質問させていただいた際、市長からは、有力な場所であるという御答弁をいただいた次第であります。

そこで、第5回の協議会から、ウイングベイ小樽での開設についてというテーマが上がってきております。第5回の協議内容と申しますか、どのような協議がウイングベイ小樽関連で行われたのか、お示しいただきたいと思っております。

○(保健所)次長

第5回の看護学校検討協議会なのですが、ウイングベイ小樽での開設についてということでの協議なのですが、このときは、市と株式会社小樽ベイシティ開発(OBC)の間で協議、家賃をどういうふうにするのかですとか、借りる場所はどこかということについて協議していることの報告と、このときは築港地区の地区計画の変更

について、関係部で調整を進めているということなどの旨を報告させていただいたものであります。

○中村(吉宏)委員

第6回の協議会が令和3年11月11日に行われたということでもあります。ここについてはOBCとの協議についてというテーマが上がっているのですけれども、これについてはどのような協議が行われたということを報告されたのか、お示してください。

○(保健所)次長

第6回におきましても、このときも市からの報告ということでさせていただいたのですけれども、第5回で報告したOBCとの家賃をどうするかというような協議を、引き続き継続しているという旨を報告させていただいたということになります。

○中村(吉宏)委員

協議を継続するというのですけれども、その手前で何か協議が行われて、それについての報告というのはなかったのでしょうか。

○(保健所)次長

その手前でという部分が少し意味が計りかねるので、議事録から確認できる限りでは、今申し上げた内容ということになります。

○中村(吉宏)委員

報告というのは第5回でもウイングベイ小樽の開設でという報告が出ました。第6回目でOBCとの協議をした。さらにその際に、例えば、施設利用のコストといったものを事前に聞き取りして、第6回に報告したということではなかったのでしょうか。

○(保健所)次長

そういう具体的な内容としての記録は見当たりませんでした。

○中村(吉宏)委員

第6回から第7回、そして第8回というところで、特にウイングベイ小樽での開設に関連する議題というのはないのですけれども、この間の進捗というのはウイングベイ小樽に対してはどうだったのかということをお示しいただけますか。

○(保健所)次長

協議会での議題には上がっていないのですけれども、市とOBCの間で、引き続き協議を継続しているということになるのですけれども、学校経営というのは御存じのとおり利益が出るものではございませんので、できるだけ家賃設定にしても、学校経営に配慮したような設定をしていただけないかなどのようなお願いをOBCとの協議の間でしてきたということでございます。

○中村(吉宏)委員

例えば、第7回、第8回で議題が上がっていなかった、その間にOBCとのそういった協議があったということでもありますけれども、少なくとも途中の経過として、OBCのお考えはこういうことですか、こういうところまで合意できていますとか、ここから先は今、難航していますといった報告というのは上げるべきだったのではないかと思います。いかがでしょうか。

○(保健所)次長

今、思えばということになるかもしれないのですけれども、そういう状況は逐一報告していてもよかったかというふうに思います。

○中村(吉宏)委員

この第6回から第8回の間にかけて、いろいろと交渉ということですが、この協議あるいはOBCとの交

渉というのは、小樽市が行ってきたという認識でよろしいですか。

○(保健所)次長

当初は、市とOBCの間でやっていました。後半にきますと三者間ということもやっておりますし、あと当事者間ということもやっております。

○中村(吉宏)委員

後半というのは、第6回から第8回の協議会までの間という認識でよろしいのでしょうか。

○(保健所)次長

結論から申し上げますと、第8回ぐらいまでは、OBCと市の間でやっていました。ただ、三者で会ったことがないわけではありません。

○中村(吉宏)委員

例えば、この間に入居するであろうというか、学校の運営主体が心優会であれば、心優会とOBCのトップ同士で会って意思決定していくといったことは何かあったのでしょうか。

○(保健所)次長

今、手元にある資料では、そこを確認できるものがございません。

○中村(吉宏)委員

その部分は後からでもお聞かせください。

次に、第8回から第9回の間というのが1年間空いているわけでありまして。コロナ禍であったのは認識してはいますが、協議しなければならぬことが多くあるにもかかわらず1年間空いてしまったということについては何かあったのか、どうしてなのかをお聞かせいただけますか。

○(保健所)次長

当初、市とOBCの間でいろいろ協議をしていたのですが、この後、例えば、具体的な図面の作成ですとか、工事費の見積りということも含めて作業を進めておりまして、そういう作業をやっている途上にあつたということで、協議会で協議を行う段階にはなっていなかったということがございます。

○中村(吉宏)委員

そこには、市とOBCだけだったのでしょうか、心優会もその間に入って、そういった打合せ、協議等が行われていたのでしょうか。

○(保健所)次長

今年度に入りましては、心優会も含めて対応しております。

○中村(吉宏)委員

今年度に入ってからの話ですけれども、少なくとも令和4年7月から行われていて、今年度というと今年4月からですよね。その間は三者で詰めていくようなことというのはなかったのかと思うのですが、いかがですか。

○(保健所)次長

この間は、市と心優会、あるいは市とOBCという形ではやっていたのですが、三者でという形にはしていませんでした。

○中村(吉宏)委員

三者でやらないのに図面の作成とか、工事費見積りというお話には、なかなか進んでいかないのではないかと思います。三者で打合せをしなかった理由は何かあるのですか。

○(保健所)次長

明確に問われると何とも言えないですけれども、なかなか調整がつかなかったということになるかと思います。

○中村(吉宏)委員

どこまでお話しできるのかという部分もあるかもしれませんが、少なくとも協議がうまく詰まっていかなことがこういう結果になっているのではないかとこのを調査したくて、いろいろ質問をしているわけなのです。

今年度に入ってから三者間の協議ということでありましたけれども、令和5年7月31日に第9回の協議会が行われていますが、ウイングベイ小樽への入居の協議ということですから、どんな協議が行われたのか、お聞かせください。

○(保健所)次長

OBCからは、入居条件ですとか工事費などの提案を受けまして、これについて現在、協議を進めていますというところについて報告させていただきました。

協議会の中では、入居に係る契約ですとか、市からの支援の考え方ですとか、今後のスケジュールについて協議を行ったものでございます。

○中村(吉宏)委員

今年6月だったでしょうか、議会でウイングベイ小樽への移転について、これからまた新しい学校設立について、今年の夏に場所を含めていろいろなものがきちんと決まらなとタイムリミットだというような趣旨の御答弁が市長からもあったと思うのです。

この夏という、第9回の協議会を行っているときは、もうそういうお話をしているレベルではないのではないかとこの印象を受けましたけれども、保健所の所感を述べてください。

○(保健所)次長

おっしゃるとおりではあると思うのですけれども、この段階でも、夏までには何とか結論を出したいということで進んでいたという状況ではあります。

○中村(吉宏)委員

それができていないから、どうしてなのだということを知りたいのだということでもあります。

いろいろ見えない部分もあるし、見せられない部分あるのだと思うのですけれども、少なくともウイングベイ小樽での開設を求めたのは、一つは利便性、そして、今ウエルネスタウン構想というのをウイングベイ小樽で取り組んでいると。今回の議論で、ウエルネスタウン構想は小樽市全域の話なのだということでもありますけれども、少なくともウイングベイ小樽はその拠点になるものであり、この看護学校はこの先のまちづくりの拠点においても非常に重要な施設になるのだろうという思いがありました。

ここで進めてほしいということが進んでいかず、結果、小樽駅前での開校ということになりましたけれども、小樽駅前が開校するに当たって、その場所というのは、ある程度、見込みがついているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○(保健所)次長

私どもとしては、小樽駅前という情報もまだ確認しておりませんし、具体的な場所というのは伺っていない段階でございます。

○中村(吉宏)委員

それで、その計画は、市長も令和8年に開校という話ですけれども、まだ見えないのが、もう小樽駅前も再整備に向かって今、動いているのです。その中で、どういったところに位置づけるのか、それで利便性を保てるのかとといったことも考え合わせると、なかなか今の答弁で、そうですかとは言えない部分があるのです。

大丈夫なのでしょうかとこのも含めて、もし、今の情報でも分かるころがあれば、可能性としてでもお示しただけなないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(保健所)次長

学校を開設するに当たって、利便性のいい場所、通学の便利な場所というのは必要な条件だと思います。しかしながら、現時点で、今、心優会で適地を探しているという報告はいただいていますけれども、具体的に場所の想定どかとは伺っておりませんので、私どもの立場でお答えすることはできない状況です。

○中村(吉宏)委員

今、一旦、仮校舎で進めていくのだということで答弁がありました。ただ、新設をするということが前提で仮校舎を道の認可で認めてもらうような前提になるのだと思うのです。

そういった前提で、はっきり言って、この先きちんと認可が下りるのかというのは不安なのですが、この辺はいかがですか。

○(保健所)次長

当たり前なのですが、許可については必要、現時点で仮校舎と申しますか、暫定的に開設する場所についても確定的なお話はいただいておりますので、当然、認可に向けて調整していくというのは必要なのですが、具体的な場所ですとかはまだ決まっておりますので、現段階で明確に申し上げることができません。

○中村(吉宏)委員

今、明確に示せないで。

今後、学校を造っていくのにイニシャルコスト、それから運営のランニングコストということを考えていきたいと思うのですが、その支援についての体制というのは小樽市としてはどのように考えているのか。

また、それは運営する法人ときちんとコンセンサスが取れているのかどうかというのを示していただけませんか。

○(保健所)次長

今後、開設場所ですとか、あるいは経費などの詳細が決まりまして、具体的な支援要請の内容が今後あると思いますので、内容を踏まえて可能な支援を行いたいというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

可能な支援ということで、よく調整していただきたいし、調整可能なのかも含めて今後も注視していきます。

そして、最後に聞きたいのは、これはオール小樽で取り組んでいくという記述があったと思うのですが、果たして、今この流れの中で、オール小樽で看護学校を運営していくという姿勢がどうも見えなかったのですが、オール小樽で取り組んできたのかどうかというところについて、最後に1点お伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○(保健所)所長

改めてになりますけれども、第10回目の検討協議会の中で心優会から具体的な提案がなされましたので、それを受けて、市としてどのような対応ができるかということの方針を早急に固めて、市議会にお示しし、それから協議会としての方向性を固めていきたいと思っております。

その中で、具体的に学校を暫定的にどこに設置するか、そして、以後、病院の移転に伴ってそこに学校を併設するという考え方を示されておりますけれども、それまでの間の支援であるとか、また、新しく学校を造った際の支援であるといったことを固めながら、構想の概略が大体固まった段階で、次の段階としてオール小樽、医療界はもとより経済界の皆様にも何らかの御支援いただけないかという形で今後、取組を進めていきたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

今後、オール小樽という話ですけれども、学校を今後どう造っていくか、移転も含めてですけれども、もうこの段階からオール小樽という言葉は出ていたと思うのです。

このことについてお伺いしたかったのですが、その状況でここまでオール小樽の状況ができていないのではないかという問いかけです。これについて答弁をいただけますでしょうか。

○(保健所) 所長

今、市と医師会と心優会の三者で取組を進めてきておりますけれども、オール小樽の取組というのは、そこにさらに医療界全体であるとか、あるいは看護職を必要とする様々な機関等の御支援をいただく。

ただ、それは、当然、構想として現段階で持っておりますけれども、その中で、やはり具体的に看護学校をどこに造って、どのような形で運営していくのかという、あらかたの形がはっきりお示しできる段階にならないと、さらにその輪を広げた取組というのがなかなか進みづらいということもございますので、オール小樽の取組を今、全くやっていないということではなくて、将来こういう形で展開させていきたいということは、当然、意識しながら取組を進めているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎慈愛の塔について

最初に、慈愛の塔について御質問させていただきます。

この塔は、昭和31年に小樽市相生町の水天宮境内に慈愛の鐘として建設されたものとお聞きしておりますが、まずは施設の建設等の経緯について、記録に残っている範囲でよろしいですので、お知らせ願えますか。

○(生活環境) 青少年課長

慈愛の鐘は、昭和31年の小樽市青少年問題協議会にて、青少年の非行は深夜の外出が大きな要因との発言を受けたのがきっかけで、設立期成会が発足されまして、その期成会が市内繁華街に隣接した高台である現在の地に建設し、市が寄贈を受けたものです。

○白濱委員

その後、昭和45年の第20回社会を明るくする運動において、記念事業といたしまして、小樽地区保護司会が中心となりまして募金を募り、慈愛のともしびと呼ばれておりますけれども、慈愛の鐘の塔に点灯施設を併設し、施設を本市に寄贈したとのことですが、現在は放送設備が撤去されております。

どのような原因で、いつ撤去されたのでしょうか、お聞きいたします。

○(生活環境) 青少年課長

放送設備は昭和62年、秋の台風で破損した際に、老朽化のため原状回復が困難となったので、翌年の昭和63年に撤去いたしました。

○白濱委員

かなり強い台風だったとお聞きしております。それはやむを得なかったことだと思っております。

名称の改称の理由をお知らせいただけますか。

また、当時、鐘の音は何時に鳴らされていたのかも、記録があればお知らせください。

○(生活環境) 青少年課長

建設当時は慈愛の鐘という名称でありましたが、先ほど委員がおっしゃったとおり、昭和45年に第20回社会を明るくする運動の記念事業として、小樽地区保護司会が中心となり、募金を募り、慈愛の鐘の塔に点灯設備を設置し、市が寄贈を受けた際に、慈愛のともしびという名称になりました。

その後、先ほど申し上げた放送設備が破損した昭和62年の台風では、点灯設備も破損したため、その改修をした際に、現在の名称、慈愛の塔となりました。

また、鐘の音が鳴る時間については、設置当初の昭和31年からしばらくは、朝7時、夕方5時30分、夜10時の3回鳴らしていたようですが、朝については近隣住民から苦情があるなどで中止になり、平成になってからは小・中学生の帰宅時間を促すために、季節によって午後5時と午後6時の1日につき1回鳴らしておりました。

○白濱委員

当時、多くの青少年が、この鐘の音が聞こえたら家に帰らなくてはということで、家路を急いだというふう聞いております。大変ありがたい鐘だったと思っております。

それでは、慈愛の塔の現在の役割をお示しいただけますか。

○(生活環境) 青少年課長

設置当初は青少年の環境浄化の一環でありましたが、近年は水天宮に上がる階段と、水天宮境内を照らすために利用されていることを現地確認しており、それが主な役割となっていると認識しております。

○白濱委員

ということは、現在は照明という役割が大部分だということで、今、把握させていただきました。

照明の役割につきまして、点灯時間のタイマー操作は現在どこで管理されていて、季節による点灯時間はどのようになっているのでしょうか、お知らせ願えますか。

○(生活環境) 青少年課長

照明のタイマー操作は、生活環境部青少年課が担当しており、毎年、春と秋に点灯時間のセットをしております。

おおむね5月から10月は午後6時30分から午後10時まで、11月から4月は午後4時30分から午後10時までを点灯時間としております。

○白濱委員

季節によって2回ということなのですが、日照時間の移り変わりというのは、その倍ぐらいあっても、少し日照時間に照らして間に合わない時間があるときもありますので、その辺りはこれから御検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、建設から現在67年ぐらい経過しているわけですが、御覧になっていただいたと思っておりますけれども、鉄塔部分は現在、結構さびついておまして、その一部は腐食しかかっておりますので、かなり老朽化が進行しております。

そこでお伺いいたしますけれども、慈愛の塔の年間の維持管理費等の経費と内訳をお知らせ願えますか。

○(生活環境) 青少年課長

定期的にかかる経費は電気料金で、令和4年度の実績では年間約3万8,000円となっております。しかし、老朽化に伴い、安定器や水銀灯の交換など、その都度、修繕を行いながら維持しており、平成28年度は、水銀灯の安定器の修繕が約4万円、平成30年度では水銀灯内部の交換が1灯で1万5,000円程度かかっております。

○白濱委員

現在まで、長い間、地域の夜間帯を照らし続けてくれて本当に助かっております。近隣に居住している住民の方々や、特に水天宮の境内に参拝に訪れる方々にとっては、現在なくてはならない、ともしびになっております。

また、小樽港を一望できる夜景を見に来られた市民や観光客の皆さんにとっても、小樽のシンボルとして多くの皆様に親しまれております。また、周辺には公衆トイレも併設されておまして、なくてはならない明かりとなっております。

そこでお聞きいたします。地域の安全・安心のために鉄塔部分の化粧直し等について、本市の見解をお示してください。

○(生活環境) 青少年課長

鉄塔部分の化粧直し等もそうなのですが、まず建設当時とは時代背景が大きく変化しており、慈愛の塔の設置による青少年の環境浄化という目的は、おおむね達成したものと考えております。

現在の塔の役割や老朽化の状況を見ても、このまま将来にわたり使用していくことは難しく、改めて今後の在り方を検討していく必要があると思っております。

○白濱委員

ぜひ、今後そのような検討でお願いしたいと思います。

◎歯周疾患検診と歯周病健診について

続きまして、歯周疾患検診と歯周病健診についてお伺いさせていただきます。

歯周病は、日本人の歯、口腔の主要な疾患となっております。成人期の有病率が高いことや糖尿病、心筋梗塞、脳梗塞、早産や低体重児出産、誤嚥性肺炎など様々な病気の発症、増悪の原因になる可能性があり、全身の健康にも悪影響を及ぼす原因となり得ると思われまます。

一般社団法人日本生活習慣病予防協会の統計によりますと、4ミリメートル以上の歯周ポケットがある歯周病の有病率は25歳から34歳で32.4%、45歳から54歳で49.5%、65歳から74歳で57.5%という古いデータですので、こちらにつきまして、まず歯周病の有病者は全国でどのくらいいるのでしょうか、分かる範囲でお知らせください。

○(保健所) 浮田主幹

令和4年歯科疾患実態調査より、歯周病の有病者は全国で47.9%いると報告されています。

○白濱委員

約5割いるということが分かりました。

平成20年3月31日に発出の厚生労働省健康局長の通知があります。その中に、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業の2項に歯周疾患検診についての記載がありますが、(1)から(3)はどのような内容か、お聞きいたします。

○(保健所) 浮田主幹

(1)では歯周疾患検診の目的、(2)では検診対象者について記載されており、歯周疾患検診は、「高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的」として実施し、「当該市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象者とする。」とされています。(3)では検診項目と検診実施回数について記載されておりまして、歯周疾患に関連する自覚症状についての問診と、歯周組織検査を実施すること、回数は原則として同一人につき年1回とすることとされています。

○白濱委員

では、歯周疾患検診の事業に取り組んでいる自治体がありますが、現在全国の自治体のうち何%ぐらいの自治体を実施しているのでしょうか、お知らせください。

○(保健所) 浮田主幹

令和3年度地域保健・健康増進事業報告の概況より、全国の自治体のうち79.4%の自治体で実施されていると報告されています。

○白濱委員

約8割の自治体で実施しているということでお伺いいたしました。

健康増進法第19条の2の歯周疾患検診の記載のうち、(4)から(8)についてもお知らせ願えますでしょうか。

○(保健所) 浮田主幹

検診結果の判定と、指導区分・受診指導等について記載されており、厚生労働省の「歯周疾患検診マニュアル」に基づき、「異常なし」、「要指導」、「要精検」の三つの結果判定に区分すること。要指導の者には、特に「改善

を必要とする日常生活について指導」し、要精検の者には、「精密検査を受診するよう指導する」とされておりま
す。

また、(6)は結果の通知、(7)は記録の整備について記載されており、受診者には指導区分を記した検診結
果を通知すること。氏名、年齢、住所、検診の結果、指導、歯周疾患検診の指導区分等を記録し、必要に応じて治
療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録することとされています。

そして、(8)はその他の留意事項について記載されており、検診では、歯周疾患の発見だけでなく、口腔の健
康維持へ意識を向けさせ、そのための実践へ結びつけることにより快適な高齢期を迎えることを目的としているた
め、健康教育、健康相談などのほかの保健事業や介護予防事業等と連携を図ることにより、適切な指導などが継続
して行われるよう配慮することとされています。

○白濱委員

この記載内容からは、全身疾患の予防や生活習慣の改善が指摘されていることなどから、歯周病対策を推進して
いくことが求められております。

そこで、事業の課題等があればお示しいただけますか。

○(保健所)浮田主幹

事業の課題としては、事業の実施に予算がかかること、法律による義務ではないため、乳幼児や学校の歯科検診
などに比べると受診率が上がらない可能性があること、そして、検診医による診断のばらつきがあることなどの課
題が考えられます。

○白濱委員

続きまして、今の課題等に重なるかもしれませんが、小樽市で実施していない理由をお聞かせください。

○(保健所)浮田主幹

これまで本市では、歯周疾患検診事業の必要性を感じてはおりましたが、必要な財源の確保が困難であったこと
や、子供の歯科保健対策で余裕がなかったことなどから、歯周疾患検診事業を実施してまいりませんでした。

○白濱委員

今年6月16日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太方針2023には、歯科関連
といたしまして、生涯を通じた歯科健診に向けた取組の推進という文言があります。これは骨太方針2022の国民皆
歯科健診の具体的検討から一歩進んだ方針と思われる。

この方針につきまして、本市はどのように捉えておりますか、お聞きいたします。

○(保健所)浮田主幹

骨太の方針で、歯科の方針が一歩進んだ記述となりましたが、口腔の健康は健康寿命の延伸にも関係すること
でもありますので、本市としても歯科健診など口腔の健康を維持し、増進する取組の検討が必要だと捉えております。

○白濱委員

健診、検診とここで言っても分からないと思いますけれども、健康の健診と検査の検診、同じ呼び方でも、歯科
健診に向けた取組の推進、歯周病健診についてお伺いいたします。

ちなみに、今申し上げましたとおり、「けんしん」の違いは、検査の歯科検診は、歯医者で行う虫歯や歯周病な
どを早期発見するための検査で、歯科健診は、国や行政が実施している歯が健康であるかのチェックとのことで、
一般的に定期健診や1歳6か月健診、3歳児健診、学校歯科健康診断、自治体で行われる40歳、50歳、60歳、70歳
の歯周疾患健診、特定健康診査といった特定健診を指すとのことであります。

子供の頃と小学校から高校生までは義務的に歯科健診が実施されております。しかし、それ以降は御自身で歯を
管理するしかありません。日本では歯への意識が低く、御自身で歯科健診を受診する割合がかなり少ない現状との
ことであります。

そこで必要とされるのは、自治体での歯周病健診であると思います。この事業の取組には、小樽市歯科医師会との連携が必須であります。歯周病健診事業の実施につきましては、小樽市歯科医師会から要望書があったかと思えます。本市は、今年度は働き盛りの歯周病健診を3か月実施されたとのこと。現在、道内で30保健所のうち、歯周病健診事業を実施されていない自治体は3自治体と聞いております。

これまで小樽市で実施していない理由は先ほどお聞きいただきましたが、歯科健診でお口の異常を発見し、歯科検診での適切な治療につなげていくことはとても大切なことだと思います。歯周病健診事業は、小樽市民の健康増進と健康寿命の延伸のために必要な事業の一つとっております。

そこで伺いたします。本市として、歯周病健診事業の実施についての御見解をお示しください。

○(保健所) 浮田主幹

歯周病健診事業の実施につきましては、国の歯科健康診査推進事業を活用し、歯科医師会の協力を得て、令和4年度は60歳を対象に、令和5年度は40歳、50歳、60歳を対象としたモデル事業を実施してまいりました。

市といたしましては、今後、モデル事業の成果を踏まえながら対象年齢を拡大するなど、事業の本格的な実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○白濱委員

◎帯状疱疹ワクチン補助について

続きまして、帯状疱疹ワクチン補助について伺いたします。

帯状疱疹は、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかの一部に帯状にびりびりとした痛みとともに現れる皮膚の疾患です。痛みは徐々に増していき、強い痛みを伴うことが多く、その症状は3週間から4週間ほど続きます。症状の多くは上半身に現れますが、顔や目、頭などに現れることがあります。多くの人が子供のときに感染する水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏し、過労やストレスなどで免疫力が低下した際などに帯状疱疹として発疹します。特に、50歳代から発症率が高くなりまして、80歳までには約3人に1人が帯状疱疹を発症すると言われております。

また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割以上の方は長い期間、痛みが残る帯状疱疹後、神経痛になる可能性があり、免疫力が低下すると発症しやすいとのことで、50歳以上の方はワクチンを接種することで発症予防や重症化予防が期待できるとされております。

そこで伺いたします。ワクチンには2種類あるとのことなので、それぞれ特性をお示しいただけますか。

○(保健所) 保健総務課長

まず一つは、乾燥弱毒生水痘ワクチン、いわゆる生ワクチンと呼ばれるものでございまして、対象年齢が50歳以上、皮下注射を行いまして接種回数は1回となっております。

もう一つは、乾燥組替え帯状疱疹ワクチン、いわゆる不活化ワクチンと呼ばれるものでありまして、対象年齢は50歳以上または帯状疱疹に罹患するリスクが高い18歳以上の者とされておりまして、こちらは筋肉注射で間隔を空けて2回接種します。

それぞれの発症予防効果と持続期間につきましては、生ワクチンは50%の予防効果が5年程度、不活化ワクチンは97%の予防効果が10年程度持続するというふうにされております。

○白濱委員

それでは、ワクチンの種類別に費用をお知らせ願えますか。

○(保健所) 保健総務課長

帯状疱疹ワクチンは、現在、任意接種でございますので、医療機関によって費用の幅というのがあるのですが、一般的には、生ワクチンは8,000円から1万円程度、そして不活化ワクチンは、2回接種分で4万円から5万円程度の例が多いというふうに承知しております。

○白濱委員

それでは、年間どのくらいの接種者がいるのでしょうか、お知らせください。

○(保健所)保健総務課長

带状疱疹ワクチンの接種人数ということでございますけれども、任意の予防接種でありますので、保健所では接種人数というのを把握しておりません。

○白濱委員

把握されていないというか、これは管轄外ということで、結構、私の身近な方でもたくさん打たれております。

接種費用を補助している自治体もあります。例えば、根室市や小清水町では50歳以上の方で接種費用を半額助成しております。また、身近な泊村のように全額助成している自治体もあります。

そこで、現在、道内の自治体のうち、带状疱疹ワクチン助成を実施している自治体はどれくらいあるのでしょうか、お示しください。

○(保健所)保健総務課長

インターネットから取得しました本年8月時点の情報ということになるのですが、道内では網走市、根室市の2市のほか、28町村の合計でいきますと30市町村が補助を行っているというふうに承知しております。

○白濱委員

さらに東京都では、带状疱疹ワクチンへの接種費用を助成する区市町村への補助事業を本年度から実施を始めましたが、国として市町村への補助について検討されているのでしょうか、お聞かせ願えますか。

○(保健所)保健総務課長

感染症対策上、重要度が高いと考えられる予防接種につきましては、予防接種法に基づきまして定期接種というものに位置づけられまして、費用の全部または一部を行政の負担で行うということになります。

国では、従前からこの带状疱疹ワクチンにつきまして定期接種化を検討しておりまして、最近で言いますと、今年11月9日になるのですが、厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会)というものが開催されておりまして、引き続き、定期接種とするか、つまり国による一部費用負担の対象とするかということを経営している最中というふうになっています。

○白濱委員

小樽市民が接種した場合には、本市に補助制度があると接種者の費用負担が軽減されて、とても助かると思います。

そこでお伺いいたします。本市といたしまして、带状疱疹ワクチン補助についての御見解をお示しいただけますか。

○(保健所)保健総務課長

独自に費用を助成している自治体というのがあることは承知しておりますけれども、本市では従前から定期接種の予防接種のみ助成するというふうにしていただいております。

今後なのですけれども、現在、国で進めている議論につきまして、動向を注視しまして、政令市保健所長連絡協議会などの機会を通じまして、国に対して、引き続き地方から、定期接種化を求めていく声を上げ続けていくことをしたいと思って考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○白濱委員

今後、時節を見計らって、助成が可能であるものでありましたら御検討よろしく申し上げます。

○中村(岩雄)委員

◎保健所、総合福祉センターなどのウイングベイ小樽への移転について

まず保健所、小樽市総合福祉センターなどのウイングベイ小樽への移転についてから質問させていただきたいと思います。

先般、市から、保健所や社会福祉協議会ほかが入る小樽市総合福祉センターなどのウイングベイ小樽への移転が提案されましたが、なぜこの時期なのかも含めて、その理由、これまでの経緯、移転の時期、それから移転候補の部署や団体など、それから移転先はウイングベイ小樽の何階のどのスペースに、どのような順番で入ることになるのか、お尋ねします。

さらにもう1点、移転に係る経費などはどう考えているのかをお聞かせください。

○副市長

今の御質問について私から説明させていただきます。

まず、場所でございますが、ウイングベイ小樽1番街4階、約1万平方メートルになってございます。

移転の時期につきましては、今、検討を進めているところでございますが、早くても令和7年4月になるのではないかと考えているところでございます。

移転の部署でございますけれども、先般の代表質問の中で少しお話をさせていただきましたけれども、今、考えているのが、保健所、そして小樽市総合福祉センターでございます。なぜこの二つかといいますと、まず小樽市公共施設長寿命化計画の中では、保健所につきましては、庁舎の中で一体で検討を進めるという形になってございました。

小樽市総合福祉センターにつきましては、長寿命化計画の中では、現状維持にはなっておりますが、その前につくった小樽市公共施設再編計画の中では民間の施設を探っていくという形の中で整理していたところでございます。

令和4年2月に策定いたしました小樽市本庁舎長寿命化計画の中では、保健所については、個別に改めて検討するというふうに位置づけられたこともございまして、保健所につきましては、今、計画上、まだ方向性が定まっていない状況になっているところでございました。

今回の移転について話が進んだのは、今年度に入ってからでございます。看護学校の開設と申しますか、設置に向けて進めている中で、OBCから、先ほど言いましたウイングベイ小樽1番街の4階の中に一部施設の利用をしても、やはり全体として効率が悪いということもございましたので、そういった話もOBCから話があったと思います。

その検討を進めている中で、保健所と小樽市総合福祉センターが今の建物は一体型になってございまして、施設の共有設備もございまして、保健所が移転をするという形になるのであれば、小樽市総合福祉センターもセットで検討を進めていかないと難しいということもございましたので、今回、併せて進めているところでございます。

そして、今回、看護学校の設立と申しますか、難しくなったという部分もございましたので、改めてそのほかの施設についても移転をできないか、今、検討を進めているところというところでございます。

あと、経費でございますが、今、試算をするに当たりまして、まず移転する部署などを固めないで試算もできないと。部屋の造りも密閉にしなければいけないものかどうかも含めて、ある程度きちんと部屋の造りを固めないで、なかなか経費が出てこないという形になってございますので、それについて今、早急に進めているところでございます。

○中村(岩雄)委員

ウイングベイ小樽では、現在、ウエルネスタウン構想の事業展開が第1段階から第2段階へと加速しています。このウエルネスタウン構想と今回の移転はどのようにリンクしていくのか、お考えがあればお示しください。

○副市長

ウエルネスタウン構想の三つの取組というのが位置づけられておまして、まず一つが、身体的、精神的な健康

で豊かな生活の提案。二つ目が、環境的に健康で豊かな生活の提案。三つ目が、社会的に健康で豊かな生活の提案。それぞれの取組が本市の抱える人口対策等に含めて、やはり合致をしているということでございます。

このように大型商業施設の中でこういった取組を進めているということは、基本的に全国でもないという取組でございますので、我々の行政機能の一部をここに移転をすることによって、新たにまちづくりが進められる、行政が入ることによって持続的なこういう市民サービスの向上が図られるのではないかとということも考えてございます。

具体的なことについては、これから話をしながら決めていく形になると思いますけれども、行政機能が一部入ることによってこういった取組の連携を深めていけるのではないかと。先日、北海道済生会小樽病院と包括連携も締結をいたしましたので、より一層連携を深めていけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○中村(岩雄)委員

済生会小樽病院からのお話なども聞きますと、とにかくこの構想というのは、現在、全国のトップを走っているというか、モデルケースをこれからも目指していきたいというぐらいの意気込みでいらっしゃるよう感じました。そういう意味で、小樽市発信で、先駆的な事業だと思っておりますので、ぜひ、一生懸命頑張ってくださいと思います。

次に、保健所、小樽市総合福祉センターなどの移転後に空きスペースができますけれども、市民などからどうなるのかということで尋ねられることがあります、それがどのようになるのか。それから、とみおか児童館がありますけれども、これをどうするのかも含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○副市長

保健所、小樽市総合福祉センターの跡地のことでございますけれども、底地につきましては、基本的に小樽市の土地になってございます。ただ、そこには市の行政機能のほかに医師会の施設もありますので、それを含めて、まだ跡地については検討はしていないところでございますけれども、場所的にはいい場所でございますので、それについては、今後、庁内で検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、とみおか児童館につきましては、さすがに一緒に移転という形にならないわけでございますので、この児童館につきましても、しっかり機能をこの中で維持をできるように検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○中村(岩雄)委員

続いて、同じ建物に医師会館がありますが、どうするのか。医師会館の6階は、民間検査センターに貸与しているという事情もあります。保健所の移転が正式に発表された段階で、小樽市医師会としても検討するというようにお聞きをしております。

その点も含め、小樽市医師会との調整はそごを来さないように慎重な対応が必要というふうに思いますけれども、この点についてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○(保健所)次長

医師会の建物なのですが、御指摘のとおり建物はつながっておりますので、保健所が出ていくということになると、医師会にも影響があるということになります。

医師会の意向というのは、今後、確認していかなければならないのですが、十分に調整をして、御指摘のとおり、そごを来さないように、不都合が生じないようにきちんと対応していきたいというふうに思っております。

○中村(岩雄)委員

ぜひ、その点をお願いしておきます。

それから、移転案が小樽市公共施設長寿命化計画とどういう関連性があるのか、お聞かせいただきたい。

それから、今、市の本庁舎も建て替え計画などがあります。そういう全体計画の中での今回の移転の位置づけについて、お考えをお聞かせいただきたい。

さらに、ウイングベイ小樽などの築港地区と中心市街地の動きもあります。これらのバランスをどのように考えていくのか、御説明いただきたいと思います。

○副市長

初めに、長寿命化計画等の関連性についてでございますけれども、先ほど若干、触れさせていただきましたけれども、長寿命化計画の中では保健所が別途計画され、そして、小樽市総合福祉センターについては、民間施設等の活用という形で位置づけられておりました。保健所については、市の本庁舎の建て替え計画、長寿命化計画の中では、また個別で検討するという形に位置づけられたことになってございますので、基本的に大本の小樽市公共施設長寿命化計画の中では、ある程度、方向性が固まれば、計画自体の見直しを図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、築港地区と中心市街地のバランスについてでございますけれども、中心市街地につきましては、今、小樽駅前への再々開発も始まっているところでございます。近年、ホテル等の施設も建ち始めているという中で、やはり駅前等については、歴史的なまち並みを維持しつつ、ある程度そういう経済的な発展を目指していくのかというふうに考えているところでございますけれども、築港地区にございましては、本市の喫緊の課題の人口対策の中で、やはり人口集積の可能性が高いというエリアでございますので、そういった中にある程度、行政機能を入れていくということは、新たな投資といえますか、そういったものを呼び込んでいけるのではないかと思います。

今回、大きいポイントとしては、ウイングベイ小樽をどういうふうに位置づけしていくのかということだと思いますけれども、やはり4階に空きスペースがあるということは、民間の施設でありますけれども、強いて言えば、本市の資源の一つかという考えでございますので、そういったスペースを有効に我々も活用できるのであれば活用していきたいという考えもでございます。

この御時世、新たに行政が施設を建てていくというのは、やはり時代の流れの中で、今はなかなか難しいのではないかと意味の中で、そういった人口集積の可能性のある場所に、そういう場所があるのであれば、しっかり行政機能を移転することによって、先ほど御説明いたしましたけれども、ウエルネスタウン構想の取組が全市的に広がっていくような取組につながっていくのであれば、中心市街地と築港地区のエリアは、すみ分けができるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

○中村(岩雄)委員

それで、今回の移転に関しては、市民の声もいろいろ聞こえてきますけれども、期待をする声もかなり多いのです。新しい風というかな、そういう意味では、市民も注目していると思います。それで、全体を見て、今回の移転のメリットを強調したいところがあると思うのですが、今回の移転のメリットをお聞かせいただきたい。

そして、もう片方には、デメリットがあるとすれば、どのようなものなのか、その対応についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○副市長

まず、今回の移転のメリットでございますけれども、今までお話ししたとおりのことかとは思っているところでございます。

デメリットとしては、やはり民間の施設なので、基本的には賃貸という形になると思います。その中で、中の施設を整備していくという形になりますと、実は起債が入れられないというのは今、大きな問題になっているところでございます。

まだお答えできませんけれども、これからどのぐらいの経費がかかるのかという部分は、これから試算をしていく形になると思います。そういったことも全体的に踏まえまして、やはりどのぐらいの、賃料を含めて維持費、そして整備費の部分も含めて、事業費を固めていかなければいけないかと考えてございますけれども、そういった面が今、進めるに当たって少し不安なところはあるのかというふうに考えているところでございます。

○中村(岩雄)委員

最後にお話しいただいた点も、今後、私たちが注目していきたいと思っていますので、ぜひ、いい具合に進展していくようお願いしておきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○新井田委員

◎財政について

先日の会派代表質問でも、財政の減債基金について確認させていただきましたが、もう少し詳しく御確認したく質問をさせていただきます。

まず、迫市長の御答弁にて、減債基金を確保することの重要性について、一定程度の残高を確保することは、将来の公債費の増加に対応するための必要な備えであるとの御認識にあると確認いたしました。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく令和4年度での健全化判断比率では、実質公債費比率も4.7%、そして将来負担比率も26%、ほか全ての指標で早期健全化基準をクリアすることができており、いよいよここからといったところでもあるかと思いますが、この先を見るとこれから多くの費用がかかることが見受けられます。

今後についても重々御検討されていることと思いますが、過去の減債基金についてお伺いいたします。

御答弁で、平成4年度末の時点で約40億円の減債基金の年度末残高の最高額となっていたようですが、この約40億円は、いつから、どのようにして積み立てられてきたのでしょうか。

小樽市減債基金条例では、積立額について、第2条で「基金に積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。」とありますが、都度、額を決めて積み立てられるのか、また、基準のようなものを決めて積み立てるのでしょうか。

同時期の財政調整基金の年度末残高である約12億円も同様に、小樽市財政調整基金条例に同じような記載があり、積立て基準のようなものを決めて積み立ててきたのでしょうか、お示してください。

○(財政)佐藤主幹

減債基金につきましては、平成元年度に減債基金条例を制定しておりまして、同年度から平成4年度まで積立てを行っていたものであります。減債基金の積立てに係る市の基準はございませんで、国からは満期一括償還の場合のみ基準が示されております。

財政調整基金の積立てにつきましても、市の基準というのはございませんけれども、地方財政法の規定によりまして、決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとしているものであります。

○新井田委員

その一つ、平成元年度から4年度の積立てというところで、各年度ごとに大体どのぐらいずつ積み立ててきたかというのが分かればお示してください。

○(財政)佐藤主幹

平成元年度に10億円程度です。2年度に8億円ほど、3年度に10億円ほど、4年度に11億円ほどになります。

○新井田委員

平成4年度末まで、ある程度、先を見越して減債基金の積立てをしてこられたものでしょうか、お示してください。

○(財政)佐藤主幹

本市での実際の公債費の見通しに合わせて積み立てたものではございませんでして、国の財政措置に応じて積み立てたものであります。

○新井田委員

国の財政措置によるものということでお示いただきました。

減債基金の取崩しの大きな事例として、財政状況の悪化により、平成13年度と平成14年度において、それぞれ約16億円と12億円を取り崩した経緯があるようですが、悪化の原因は何かあったのでしょうか。そのときの経済状況なのか、本市の独自の何かがあったのか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

減債基金を大きく取り崩しました平成13年度と14年度につきましては、当時、本市におきましては、公債費が年間70億円以上かかっておりまして、かつ増加傾向にあったということが大きな要因であったと考えております。

○新井田委員

結構、大きな額であったということが分かりました。

この平成13年度、14年度の2年間で取り崩した結果、減債基金の残高というのはどのくらいあったのでしょうか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

平成14年度末で約3億6,500万円の残高となっております。その後、三位一体改革などの影響もありまして、平成16年度で残高がなくなったものであります。

○新井田委員

約40億円がこの数年間でなくなってしまったということが分かりました。

減債基金への積立ての見通しについて、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれております。今後、予定している建設事業、新総合体育館や市役所庁舎などの来年度以降の大きな事業想定があると思っておりますけれども、それに対する公債費について、ある程度の試算がされているかと思っておりますが、それについてお示してください。

○(財政)佐藤主幹

今後の公債費につきましては、令和9年度までは、現在と同程度の年40億円台の半ばで推移しまして、今後の建設事業等に伴いまして、令和10年度以降に増加して、15年度にピークになるような推計をしてございます。そのときは、今よりも年間10億円程度多くなるというふうな試算をしてございます。

○新井田委員

平成4年度末以降の状況よりは、まだ額としては少ない見込みではあるけれども、やはり結構な額でかかってくるかと感じました。

大きな各事業が見込まれる中で、現状で、この財政調整基金の取崩しを最小限にしながら、減債基金への積立てに向けて、より一層の収支改善に取り組んでいくというお考えでよろしいでしょうか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

委員がおっしゃられますとおり、我々としまして、公債費のピークが見込まれます今から10年後に備えていく必要があるというふうにご考えておりますので、今後も収支改善に取り組みながら、財政調整基金を一定程度確保しながら、公債費のピークに対応するために減債基金を積み立てていくべきというふうにご考えております。

○新井田委員

減債基金の積立ての考え方で、国からは先ほどありました満期一括償還の借入れを行った場合を除き、積立額の基準は示されていないというようではありますが、満期一括償還というのがどういうものか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

地方債の借入れを行う際に、各自治体で返済方法を選択することができますけれども、その中で返済期間の最後である満期に一括にて返済するというような償還方法がございます。

本市では現在、事例はございませんけれども、この場合は、満期の年度に多額の公債費が発生することとなりますので、国からは満期までに毎年度、積立てを行うことをルール化して、示されているものであります。

○新井田委員

ぼんと返すのも結構大変なところであると思いますが、やはり本市はあくまで今後10年程度の収支を見込む中で、公債費が増加する際の財源対策として必要となる額を減債基金に積み立てて、将来に向けて備えていくという考えでよろしいですか。

○(財政)佐藤主幹

委員のおっしゃられますとおり、公債費が増加する令和15年度に向けまして、これに要する一般財源の負担を軽減させるために、積み立てていきたいというふうに考えているものであります。

○新井田委員

現時点では、必要となり得る減債基金の積み立てるべき額というのは、どのぐらいを想定しておられますでしょうか、お示してください。

○(財政)佐藤主幹

現時点では、令和14年度から16年度のピークの時期に、効果的に減債基金から繰り入れるためには、今後12億円程度を積み立てまして、総額16億円程度にする必要があるというふうに試算しております。

○新井田委員

今後、積立額をこれから計画的に積み立てていくというお考えでよろしかったでしょうか。

○(財政)佐藤主幹

現状におきまして、決して余裕がある財政状況ではございませんけれども、今後の建設事業等による、地方債の借入れが増加することを見込みまして、計画的に減債基金を積み立てていきたいというふうに考えております。

○新井田委員

なかなか厳しい状況ではあると思いますが、やはり計画的に積み立てていくことが大事かと考えます。

小樽市減債基金条例で、この運用についても定められております。第4条に「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用するものとする。」とありますけれども、最も確実かつ有利な方法によりとありますが、現在の本市に積み立ててある4億2,000万円というのは、どのような方法で運用されておりますでしょうか。

また、今後、積み立てる際にも同じ扱いになりますでしょうか、お聞かせください。

○(財政)佐藤主幹

減債基金につきましては、定期預金を基本として運用しておりまして、市の歳計現金が厳しいときには繰替え運用も行っております。

今後も同様に運用していくような予定でおります。

○新井田委員

今後の計画的な積立ても同じように運用されるということが分かりました。

先ほど、基準のようなものも質問いたしました。現状で財政調整基金については、決算剰余金の2分の1を積み

立てて、残り2分の1を一般財源になっていたと思います。また、令和5年第1回定例会で、高橋克幸前議員が減債基金の積立ての一定の基準が必要と思うとの質問をし、そのときの御答弁では、一般財源を減債基金に積み立てられるまで財政状況が改善している状況にないことから、現時点では、一定の基準を設けることは難しいものと考えておりますとの御答弁でした。

現状において、小樽市収支改善プランから小樽市中長期財政収支計画へ変わっていく状況下において、減債基金の積立ての一定の基準については、現時点で何かお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○(財政) 佐藤主幹

減債基金の積立てにつきまして、基準を設定するという事は考えてございませんけれども、今後につきましては、中長期的な視点で財政運営を行いまして、必要となる額を見定めて将来に向けて積み立てていきたいというふうに考えております。

○新井田委員

この減債基金の積立ては、将来的な負担の軽減につながると考えます。そのタイミングと金額は重要かと考えます。しかしながら、他都市を見ますと決算剰余金の2分の1を積み立てるなど、財政にある程度余裕がある状況の都市での、積立ての事例が多いようです。

今後の新総合体育館や市役所庁舎など、目に見えてかかる財政負担を解消すべく、収支改善を図りながら、各事業の見直しや今後のふるさと納税などの事業に期待を寄せつつ、やはり、可能な限り早くからの積立てをするべきと考えますが、いかがでしょうか。

○(財政) 佐藤主幹

先ほど申し上げましたとおり、今から10年後に公債費のピークが見込まれておりますので、これに向けまして、今から備えていく必要があるというふうに考えておりますので、来年度から計画的に積み立てていければというふうに考えております。

○新井田委員

なかなか大変な状況かとは思いますが、ぜひよろしくお聞かせしたいと思います。

◎自治体DXについて

続きまして、自治体DXについて質問をさせていただきます。

こちらも先日の会派代表質問にて質問させていただきましたけれども、もう少し詳しくお聞きしていきたいと思っております。

自治体DX推進に当たっての各ステップについての本市の現状についてお伺いしたところでありますが、現状の体制としては、ステップ2に当たる推進体制の整備として、令和4年4月に設置した総務部デジタル推進室、令和5年1月に設置したデジタル行政推進本部がDX推進の全庁的組織で、今後、必要に応じての見直し検討もあり得る。

現時点での推進体制の整備がなされたということだったのですけれども、デジタル行政推進本部の構成人員をお聞かせください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

デジタル行政推進本部の構成員は、本部長である副市長のほか、部長職及び各部門の長の18名で構成しております。

○新井田委員

18名のデジタル行政推進本部の会議において、全体方針のベースとなる考えをまとめられ、これらを基にデジタル推進室で全体方針案の原案が作成いたしましたところであると思っております。9月21日から10月20日に行われたパブリックコメントについても、御答弁や提出された意見等の概要の資料も拝見させていただきました。本当に多岐にわた

り様々な御意見が寄せられておりました。

御答弁にありました、基本的方向性である市民の利便性向上及び職員の生産性向上を定量的に測定するための手段について、全体方針案の段階なので少しお答えしづらいのかもしれませんが、現時点で何かお考えはありますでしょうか、お示してください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

全ての取組について定量的に測定するという事は難しいというふうに考えておりますが、例えば、市民の利便性向上の主な取組で言えば、行政手続のオンライン化については、現在の手続の洗い出しを行って、オンライン化の進捗を図るといったようなことを想定しております。そのほかにも定量化できるものがないかどうかについて、今後、検討していきたいと考えております。

○新井田委員

やはり市民の方が分かりやすくできるように、よろしく願いいたします。

もう一つ伺った意見で、業務にAI・RPAなどを導入し自動化することについて、誤った処理をしないか心配であるとの御意見もございました。この誤った処理の可能性というのは実際に起こり得るものなのでしょうか、お示してください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

例えば、AIによる文字の読み取りですとか、音声の文字起こしなどでは、たまに誤った変換がされる場合があります。また、RPAについても、あらかじめ想定していないイレギュラーな値やデータが含まれているような場合に、正しく処理できないというようなことが考えられます。

こういったことが考えられますので、結果のチェックや最終的な決定については、職員が行うようにしております。

○新井田委員

やはり、そういったところでは人の手もかかるということが分かりました。

自治体におけるDXについて、いただいた意見のとおり、新しい取組には、やはり期待と不安がつきものと感じます。総合政策部として位置づけられ、社会のデジタル化の進展とともに、政策とデジタルとのリンク、デジタルを重要な政策と位置づける、全庁的な認識共有を、市民の皆様にも分かるような取組の推進にぜひつなげていていただきたいです。

その手助けともなっていると思います、現在、派遣を受けている地域活性化起業人についてですけれども、外部専門人材の配置をして、本市のデジタル行政の推進に有益との認識の御答弁がありました。制度上、引き続き同一企業からの派遣を受けることはできないのですけれども、その後も制度活動を検討してまいりたいというお考えをお聞かせいただきました。

地域活性化起業人制度を再検討する際に、何か人材の情報というのは、この制度上で情報提供されるものでしょうか。もしくは、本市で一から人材を探していくものでしょうか、お聞かせください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

総務省では、一定のスキルや経験を持った民間人材を公募により、登録した外部人材リストを策定しております、これは、ただ、地域活性化起業人のみを想定したものではありません。そのため、自治体自らが探すということが基本になりますが、地域活性化起業人を募集しているという旨を総務省のホームページに掲載して、周知することも可能となっております。

○新井田委員

なかなか探すという部分では、本当に大変なところかと思えますし、特にデジタル分野においても、人材の取り合いになっているような、あくまでイメージですが強いので、その点、途切れることのないよう、切れ目なく制度

活用をしていただきたいところがございます。

そういった人材やデジタル推進室の皆様のおかげで推進されておりますけれども、昨年からのRPA導入で委託事業者による導入に向けたシナリオ作成支援を実施し、昨年度においては七つの業務、今年度は五つの業務に導入を進めておられますけれども、今年度はRPAを年間でどのぐらいのペースで進められそうでしょうか、お示しくください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

RPAのシナリオ作成については、まだ職員単独で作成するということが難しいところもありまして、年間の予定数を見通すというところも少し難しいのですが、現状としては、シナリオ作成支援を委託しておりまして、おおむね10事業を想定して実施しております。この取組を今後も継続して続けていければと今、考えております。

○新井田委員

着実には進んでいくということが分かりました。

RPA導入後の業務時間の削減効果も令和4年度の実績で申し上げますと、七つの業務に導入し、約300時間の削減効果がありましたと御答弁をいただきました。

単純な割合計算で削減効果とはいかないとは思うのですが、今年度においても、一定程度の削減効果は見込まれそうでしょうか、お示しくください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

今年度、新たに五つの業務でシナリオ作成を行っております。今年度中の作成ということで現在、最終的にまだ完成していないシナリオもございますが、今年度中の削減効果というのは、なかなか見込めないものですから、5業務を選定した際の試算でお答えさせていただきますと、年間約430時間の削減効果を見込んでおります。

○新井田委員

選定の際のそういった想定もされて、確実に削減効果も見えてきそうなことが分かりました。

電子決裁の導入についても同じく並行して検討を取り組んでおられるかと思えます。紙媒体からデジタル化になるだけでも様々な削減効果があったり、生産性向上につながると考えます。

この導入に当たっての課題もあるようですが、こういった課題がありますでしょうか、お示しくください。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

課題としましては、電子データとしてどの程度まで決裁に添付する書類をつけるのかといった判断ですとか、決裁の差戻しの際の手順の検討、支払い処理においては、請求書の電子化などが必要になりますし、財務会計システムとの連携も検討する必要があると考えております。

また、決裁後のデータは適切に保存しておく必要があることから、文書管理システムを同時に導入する必要があるものと考えております。

○新井田委員

結構やはり多岐にわたって広く課題が本当にいっぱいあるということがよく分かりました。そういった常に出てくる課題に対して、一つ一つ向き合いながら日々進めてくださっていると感じます。

各デジタル化が進む中で、やはり重要なデジタル人材についてですけれども、デジタル人材の確保、育成という部分では、今アドバイザー2人のほかに、人材の育成も進めていただいております。人材の育成につきまして、各部職員に向けてのデジタル化への学びとして、管理職を対象としたDXマインド研修の実施をしたとございましたけれども、こちらはこういった研修になりますでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 職員課長

DXマインド研修はこういった内容かというお尋ねかと思えますけれども、こちらにつきましては、目的としましては、DXに対する当事者意識を持つということ。それから、根本的に業務プロセスを変えるための考え方、気

づきを得るということを目的として実施をしたものでございます。

DXというふうになりますと、デジタル化をするということにどうしても目が向きがちなのかと思いますけれども、デジタル化が目的ではなくて、業務の改善等においての本質的な問題はどこにあるのだということを考えて、問題を解決するための手段の一つがデジタル化であるといったことを認識させるような内容ということで実施しております。今年度と来年度で、基本的には全ての管理職が受講するというところで想定して実施しております。

○新井田委員

DXマインド研修は、いわゆるステップ0にも関わっているという認識でよろしかったでしょうか。

○(総務)職員課長

意識醸成という部分に関わりますので、ステップ0に関わっているという認識でよろしいと思います。

○新井田委員

今年、来年と行われるようですので、管理職の皆様が対象になって、皆さんに意見醸成なり、認識共有をされることを願っております。

また、地方公共団体情報システム機構が実施するオンライン研修の受講を促すというのもありましたけれども、こちらはこういったものでしょうか。

また、受講を促して、実際にどのくらいの方が受講されておられますでしょうか、お示してください。

○(総務)職員課長

地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISというものですけれども、こちらがやっているオンラインの研修ということで、メニューはたくさんあるのですけれども、今年度に職員が多く申し込んだ主なものをお知らせいたしますと、例えば、AI・RPAの導入に関するセミナー、BPR、業務プロセスの見直しに関する基礎編のセミナー、ICTに関する基礎編のセミナー、自治体DXに関する基礎セミナーなどがございまして、今年度の参加申込み人数で申し上げますと、延べ人数で192名が受講予定ということとなっております。

○新井田委員

こちらの参加者については、特に管理職とか職員とかの縛りもなく、皆さん誰でも受けられるものでしょうか。

○(総務)職員課長

本人の希望でということで募っておりますので、特に制限なく受講できます。

○新井田委員

また、実務の観点においても、昨年度から開催しております業務フローの作成を含む業務改善研修会、昨年度は20名程度の参加、そして今年度は11月開催で35名が参加とのことでしたけれども、業務フローの作成方法などを学んでいるため、参加者がそれぞれの部署において、それぞれの部署で取り組んでいくように促してまいりますとありましたけれども、この対象の職員というのはどのような方でしょうか、お聞かせください。

○(財政)次長

昨年度と今年度ともに市長部局に限らず、全ての部署の正職員を対象としておりまして、部署に配属されて2年目以上を目安としております。

○新井田委員

研修会に参加した各課の職員が職場に戻って、実際に業務フロー作成や課題の発見など、改善した事例などがあればお聞かせください。

○(財政)次長

研修で使用しました業務フローを作成するツールを昨年度に続き今年度も使用しておりますけれども、フローを作成して改善につながったかという実績につきましては、今、把握できていない状況でございます。

○新井田委員

先ほどからもありましたけれども、業務フローというのは、把握して可視化する作成作業というのは、やはり難しいものなのでしょうか。

○(財政)次長

業務フローを作成するためにサンプルとなるものを利用して、フローを作成することもできますし、ツールを使用してフローを作成し、可視化するということが、難しくはありませんが業務数が相当数ございますので、業務改善を進めるということは一定の時間がかかるというふうな認識でございます。

○新井田委員

やはり時間の兼ね合いというのがあるかと思いました。

ステップ0の観点から、認識共有と機運の醸成ということで、研修会から戻った職員により、各職場内の別の職員への認識共有なり、機運醸成としては派生しておられますでしょうか、お示してください。

○(財政)次長

研修でツールの使用方法を学んで業務フローを作成するという方法を学んだ職員は、まだ僅かで、限定的ということもございますので、まだそういったほかの職員への派生といえますか、そういったところの効果は現れていないというふうに考えております。

○新井田委員

効果はこれからしっかりと出てくると感じます。

やはりステップ0の重要性というところでは、認識共有、機運の醸成という部分で、DX推進をする側の各幹部職員の皆様、また、職員の皆様に重要であります。庁内において認識共有がされて、機運の醸成が図られてきているか、迫市長自ら幹部職員に向けても伝え続けてくださっております。

小樽市自治体DXに関する全体方針の策定にデジタル行政推進本部を中心に取り組む中でも、具体的に取組を進めていく機運が高まってきているとのことですけれども、このステップ0の具体的な取組としては、説明会や研修会などを通じて、今までと変わらない取組を進めていくものでしょうか。

また、小樽市自治体DX推進に関する全体方針が策定され、こちらもステップ0の観点からはどのように皆様にお知らせしていくものでしょうか。

また、新たな取組として、さらなる庁内の広がりを図られるものでしょうか、お示してください。

○(総務)デジタル推進室長

これまでもDXの必要性ですとか、自治体DX推進計画と民間の取組の事例紹介といったことを説明会ですとか研修で行わせていただいておりますし、認識の共有、機運の醸成というものを行ってきております。

本答弁でもございましたけれども、今後においても必要なものと認識しておりますので、当然、引き続きやっていきたいと考えております。

今、全体方針に絡めてという御質問がございましたので、当然、全体方針を含めた説明会といいますか、研修会は進めていきたいと考えておりますし、今後、内容を具体化していきます。先ほど、行政手続のオンライン化のお話もしましたので、そういったところをやっていく中で、こういうことが必要なのだというのは、地道に現場の職員にも訴えかけながら、全体方針を伝えて進めていきたいというふうに考えております。

○新井田委員

再三申し上げておりますけれども、やはり、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」のビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要とされております。

市民の皆様が誰一人取り残されることなく、今後はデジタルデバイドの方々への差も生じないように、よりよいサービスの提供についても要検討事項であるかと思えます。さらに、サービスを提供する本市においても、幹部職員や職員の皆様もまた、取り残されることのないデジタル化であるべきと考えます。

D Xに当たり、ステップ0の認識共有と機運醸成は、最初から最後まで大事なステップとなると考えますので、ぜひ、誰一人置き去りにならないよう、引き続きの取組と推進をお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎登下校時の子供見守り活動について

代表質問で地域共生社会についてお尋ねいたしましたので、具体例の一つとしてお聞きいたします。

登下校時の子供見守り活動についてです。

現在、登下校時の交通安全や不審者対策のために、各地域の方、町内会やシニアクラブ、少年を守る会など、あと学校関係者、教職員管理職、PTAや市が派遣する交通安全指導員が見守りを行っています。

市が把握しているこうした交通安全活動の状況をもう少し具体的にお聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

市が把握している交通安全の活動についてですが、生活安全課では、交通安全指導員の配置をしております。

また、本市の交通道德の向上を図り、交通事故を防止するための市民運動を企画推進している小樽市交通安全運動推進委員会が、町内会の交通安全奉仕員とボランティアの交通安全指導員を任命し、交通安全奉仕員が、新入学児童の交通指導などを実施しております。

また、ボランティアの交通安全指導員は、通学路で交通安全指導を行っています。

○(教育)学校教育支援室南主幹

各学校の校長、教頭や教職員が校門や交通量の多い交差点などに立って、登校する児童・生徒に声かけを行うなどして、安全指導を行っています。

また、退職校長会のメンバーが学期初めや交通安全期間に児童・生徒に声かけを行うとともに、交通安全指導を行っていただいております。

○下兼委員

交通安全指導員の配置状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

交通安全指導員の配置状況についてですけれども、現在、生活安全課では、信号機がない横断歩道などの道路環境や交通量の状況を踏まえた過去の経過などにより、高島、長橋、花園、奥沢、潮見台の五つの小学校付近に交通安全指導員を5名配置し、登下校時の指導をしております。

潮見台小学校につきましては、2か所に各1名ずつ配置することになっておりますが、1名欠員となっております、会計年度任用職員を募集しているところです。

○下兼委員

それぞれの小学校には、やはり交通安全指導員がいたほうが、父母も、皆さんも安心かと思えますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、今年1月からの小・中学生の交通事故発生状況について、資料があればお示してください。

○(生活環境)生活安全課長

令和5年1月から10月末現在までの小樽警察署の交通事故日報で確認した件数について御報告します。小学生が7件7名、中学生が1件1名、交通事故に遭っております。

この中で、小学生が歩行中に被害に遭った件数は2件となっております。

○下兼委員

小学生、中学生は交通事故に遭うということは、かわいそうなことなので、ぜひとも見守りもお願いしたいと思えます。

それでは、本市はこうした登下校時の見守り活動の意義、必要性についてどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

日頃から見守り活動に携わっていただいている町内会や各ボランティアの皆様には大変感謝しているところですが、登下校時の見守り活動は、子供の安全は地域で守るという視点において、児童・生徒を交通安全や不審者からの被害から守るという意義があるもので、必要なものだと考えております。

○下兼委員

町内会の人たちですけれども、聞くところによると、やはりこれまで朝の見守り活動を担ってきた皆さんの高齢化等で参加が難しくなっているということ。町内会にしても同様の状況の上、役員の成り手不足が問題となり、原因の一つが担う仕事量の多さが指摘をされております。そういった中で、さらなる朝の活動も難しくなっています。また、少年を守る会についても同様に担い手の不足が心配をされており、また、会の本来の活動の趣旨は、子供たちを犯罪から守るということにあるとお聞きしています。

本来、見守りの主体となる子供たちの保護者、PTAの皆さんも、共働き世帯が多いため関わるのが難しくなっています。地域によっては、こうした見守り活動にPTAが参加していない場合もあると聞きます。こうした事情が重なり、子供の見守り活動が岐路に立たされていると心配する声も上がっております。しかし、子供たちを痛ましい交通事故や犯罪から守るのは、大人や地域、地方行政の責任であろうかと思えます。

本市は、こうした見守り活動の厳しい状況について把握はされておりますでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

一部の町内会から、交通安全指導員の配置の要望がありましたし、活動を行っていただいている町内会においても、役員の高齢化や成り手不足により、町内会運営自体が厳しい状態にあると聞いておりますので、見守り活動についても同様に厳しい状況にあると認識しております。

○下兼委員

交通安全課の職員の方々が何度も現地を見に行ってくださいていることは承知をしております。本当にありがとうございます。

次に、登下校の見守り活動を支える各団体への小樽市からの支援はありますでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)角澤主幹

見守り活動への支援につきましては、役員の仕事量の多さや担い手不足との指摘ございましたけれども、例えば、町内会は、私たちの生活に直結する重要な役割を担っておりまして、御指摘のような課題もありますことから、現在、役員の負担軽減に向けた取組というものを検討しているところでございます。間接的ではありますが、町内会活動の見直し防止を行うことで、見守りの継続が可能になるということも考えられますので、現在、定期的に行っている総連合町会事務局との協議の中での協議事項の一つとして検討していきたいというふうに考えており

ます。

○(教育)生涯学習課長

教育委員会では、放課後の学習ですとかスキー授業などで、いろいろな活動で協力していただいている方を学校支援ボランティアとして登録しております。ボランティア活動中に事故やけがなどがあつたときのために、ボランティア保険を掛けております。

委員から御質問のありました支援とは言えないかもしれないのですけれども、小学校での見守り活動を行っている方についても基本的に学校支援ボランティアとして登録をしてもらっておりまして、団体に保険に入っていない方は、教育委員会のボランティア保険で救うような形としております。

件数は少ないのですけれども、見守り中に例えば、ハチに刺されたという方が病院を受診した際には、保険で対応しているというような状況でございます。

○下兼委員

それでは、小樽市では、交通安全指導員の配置増や効果的配置の検討、団体への防寒具支給など活動継続のための施策はお考えでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)生活安全課長

交通安全指導員につきましては、登下校時の交通指導のほか小・中学校などで行う交通安全教室での指導を行っており、実施回数等を考慮すると、現在の配置指導数で充足されているため、現段階では増員は考えておりませんが、配置については検討が必要であると考えております。

また、見守り活動の継続が困難な理由がどこにあるのか、定例連絡会議でも話は聞いておりますので、現在、定期的に行っている総連合町会との協議の中で、実態の把握やどういふことが必要なのかということを検討していきたいと思つています。

○下兼委員

参考のためですが、小学校、中学校での交通安全に関わる教育、指導内容についてお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

各学校におきましては、児童・生徒に小・中学校の保健の授業などで、交通安全について指導するとともに、それぞれの学校で作成している安全マップなどを活用しまして、通学路における危険箇所の周知や注意喚起を繰り返して指導するなどして、交通事故防止に向けた安全指導を行っております。

また、外部講師を招いた交通安全教室を実施している学校もございます。

○(生活環境)生活安全課長

そのほかに、交通安全指導員が市内の全小学校で、歩行や自転車について交通安全教室を開催し、事故防止に向けた交通安全教育の推進を図っております。

また、春夏秋冬の4季40日の交通安全運動期間に合わせて、小・中学校にポスターを配布し、交通安全意識の高揚を促進しております。

○下兼委員

地域がボランティアで担えなくなったのなら、校長、教頭が立っていればよいとは思つたと思つています。事故が起つてからでは遅いです。本市が安心して子育てできる環境づくりを公約とする市長の下で、地道ですが、必要不可欠な課題だと考えております。

できれば、交通安全指導員の増をぜひともお願いしたいところですが、例えば、子供の見守りを行う保護者への応援策として、企業や団体などに保護者が見守り当番に立つた際に、見守り休暇のような制度を奨励するというようなことも一つだと思つています。市としても、見守り支援策のさらなる御検討をお願いします。

◎男女共同参画について

次に、男女共同参画についてです。

さきの代表質問でもお聞きしましたが、また何点かお聞きいたします。

男女共同参画及び女性の活躍についてお聞きします。

今、小樽市内はもちろんのこと、北海道、国の仕事などでも女性の活躍進出が見られております。これまで女性が参加できなかった場所などにも女性の姿を見ることが多くなってきています。例えば、甲子園球場で野球部のマネジャーがグラウンドに出てきたり、政では、以前は男性しか参加できなかったが、女性も参加している姿が報道されたり、これまでの当たり前の社会は少しずつ変わっていると感じています。

そこで、小樽市内の現状、今後についてお尋ねします。小樽市の直近の生産年齢人口の15歳から64歳まで、男女別でお知らせください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

住民基本台帳によります令和5年11月末現在の本市の生産年齢人口は、男性が2万6,254人、女性が2万7,544人の合計5万3,798人となっております。

○下兼委員

今御説明いただいた生産年齢人口の男女別の就業率などは把握されていますか、お聞かせください。

それと、就業率については、男性はそう大きな変化がないものとは思いますが、女性の率は少しだけ変化はしているのかと思います。お聞かせください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

先ほどお答えしました本市の生産年齢人口における男女別の就業率については把握できておりませんが、内閣府男女共同参画局が発行する男女共同参画白書によれば、全国における令和4年の就業率が、男性が84.2%、女性が72.4%となっております。平成17年のそれぞれの就業率につきましては、男性が80.4%、女性が58.1%となっております。女性の伸び率が大幅に大きくなっているものであります。

○下兼委員

女性の就業率が上がってきているということがよく分かりました。

それでは、女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実についてどのような施策をお考えでしょうか。私の質問で、市長から、女性のエンパワーメントを目的としたセミナーや講演会、パネル展などの開催により、周知、啓発活動などを行ってきた。今後は市のホームページを活用した周知、啓発も含めさらなる内容の充実を図るという御答弁をいただきました。

令和5年11月18日、小樽市男女共同参画推進講演会が開催をされましたが、参加者は何名でしたか。その参加者のうち、男性は何名いられましたか。あと、参加者の皆さんの感想などがあればお聞かせください。

○(生活環境) 男女共同参画課長

11月18日に小樽市男女共同参画推進講演会を今年のテーマとして、「LGBTQをめぐる法律問題～パートナーシップ制度と結婚は何が違うの?!～」というテーマで、須田布美子弁護士を講師に迎えて開催をいたしました。

参加者の人数は全48名でございました。このうち、男性は13名となっております。

また、参加者の感想につきましては、当日取ったアンケートによれば、大変勉強になった、疑問に思っていたことについて分かりやすくお話されとてもよい機会でしたというものや、近年のLGBTに関する法律問題について弁護士の立場から話を聞くことができよかったなどの感想をいただきました。

○下兼委員

男性も少しずつ増えているような感じもいたします。できれば半分ぐらい男性のほうがいいとは思うのですけれども、ぜひともまた来年度もお願いをいたします。

令和5年11月9日から小樽市内3か所において、小樽市男女共同参画月間が開催をされました。市民の皆様の反

応はいかがでしたでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

本年11月9日から30日までを小樽市男女共同参画月間としまして、先ほどお答えしました講演会の開催のほか市内3か所、ウイングベイ小樽、長崎屋小樽店、小樽市役所を会場に、「第3次小樽市男女共同参画基本計画について」というテーマでパネル展を開催いたしました。

パネル展の会場に設置したアンケートの結果から、いただいた御意見、御感想として、男女共同参画の現状が少し分かりました。少しずつでも平等に参画できる世の中になればいいと思いますという感想や、こういう展示は広く知らなかった人にも分かるので大変よい企画でしたといった感想のほか、もっと分かりやすくしてほしいといった感想もいただきました。

○下兼委員

男女共同参画という名称の周知は大分できてはいると思うのですが、何をやっているのか分からないという方が結構いると思いますので、これからも分かりやすく、キャッチーな感じをお願いいたします。

代表質問の中で、市の審議会等への女性の参画の拡大という質問に関し、直近の女性委員の登用率はどうなっているか、また、今後の目標は何%を目指しているかの質問で、市長から市の審議会等の女性委員の登用率につきましては、令和5年4月1日現在36.2%となっており、今後の目標については、第3次小樽市男女共同参画基本計画で、令和13年度の目標値を45%と設定をしていますとの御答弁をいただきました。

現在の登用率36.2%ですが、全道他都市、全国平均と比較すると、どのような数値になっていますか。

また、登用率についてどの委員会などに女性の参加が多いのか、逆にどの委員会に女性が少ないのか、少ない委員会には、これからどのような働きかけを進めていくのか、お聞かせください。

○(生活環境)男女共同参画課長

令和4年度の審議会等における女性委員の登用率につきましては、国が43.0%、道が34.6%、道内市町村の平均が23.6%となっており、国の登用率には及ばないものの、道や道内市町村の平均は上回っている数字となっております。

次に、女性の多い審議会等につきましては、民生・児童委員や少年補導委員などを含む国や市が委嘱をする委員等についてが45.0%と高くなっております。登用率が低い審議会等の傾向につきましては、充て職による委員が多い審議会等で委員となる各団体等の役職者に女性が少ないことなどから、男性が多くなる傾向があると考えております。

また、女性委員の登用についての働きかけにつきましては、これまでも改選期ごとに審議会に対し、文書により女性委員の推薦について依頼を行ってきているものですので、これを続けていきたいと考えております。

○下兼委員

やはり、民間の役職の方々には女性の方が少ないということだと思います。できれば、市からは何名を入れてくださいというふうなことでお願いをしたいと思います。

◎空調設備整備事業費について

次に、空調設備整備事業費についてです。

代表質問で、小・中学校の冷房設備の整備について質問をさせていただきました。ここで、市内保育施設における冷房設備に関してお伺いいたします。

乳幼児や幼児は大人に比べると、暑さを感じてから汗をかくまでに時間がかかることで体に熱が籠もりやすく体温が上昇しやすくなりますし、全身に占める水分の割合が大人より高いため外気温の影響を受けやすくなっています。他方で、汗腺の発達は、2歳から3歳までに起こり、大人になってもその数は変わらないと言われます。この期間で、いわゆる熱中症体質になるか否かが決まるということで、冷房のあるところにいさせ過ぎるのも適切では

ないとお聞きしました。これらのことから、未就学児の子供のいる保育施設において、室温や湿度の調整は重要であり、施設で空調を備えることは重要であると感じます。

そこでお伺いします。まず、小樽市内の保育施設におけるエアコンの設置について、把握している状況をお示しください。

○(こども未来) 子育て支援課長

各施設で設置状況はまちまちですけれども、公立も民間も、保育室や遊戯室といった子供が午睡する部屋には、おおむね設置されている状況でございます。

一方で、子供たちがふだん過ごす保育室については、全般的にゼロ歳児の部屋には設置されている施設が多いですけれども、それ以外の1歳から5歳の部屋には設置されていない施設も幾つかある状況です。

○下兼委員

それでは、暑さ指数の計測に関しては、市として何か指導は行っていますか。

また、気温が上がった場合、涼しい部屋に移動することや、外遊びを控えることなどの暑さ対策についてのガイドライン的なものはありますか、お聞かせください。

○(こども未来) 子育て支援課長

保育施設での暑さ指数の計測に関しまして、特に指導というものは行っておりませんが、今シーズンは熱中症警戒アラートが発令されましたので、すぐに各施設に注意喚起を促しまして、このほか国が策定している保育所における感染症対策ガイドラインという、その中で夏場の保育室の目安と環境としまして、室温は26度から28度、湿度は60%という目安が示されておりますので、こういったガイドラインにつきましても改訂があった都度、各施設に周知をしているところです。

○下兼委員

それでは、市の運営する5か所の保育所に対してのエアコンの追加整備の必要性に関して、御見解をお聞かせください。あわせて、民間の保育所等への導入助成に関しての御見解もお聞かせください。

○(こども未来) 子育て支援課長

先ほど市内保育施設のエアコン設置状況を申し上げましたけれども、公立保育所におきましては、子供がふだん過ごす保育室には、あまり今は設置されていない状況です。保育所の保育指針では、温度や湿度の調整など、子供が心地よく過ごすことができるよう環境を整えることが必要とされておりますが、実際に今シーズンのような暑さでは外で遊ぶこともできず、保育室も暑いことから、やむを得ずエアコンのある部屋や風通しのいい廊下で複数の年齢の子供を1か所に集めて保育をせざるを得ないなど、子供たちの活動が制限されている状況でございましたので、なるべく各部屋にも早めにエアコンを設置していくことが必要ではないかというふうに考えております。

また、民間施設への導入助成に関しましても、保育所には夏休みもございませんので、日々の保育環境を最適に保っていく上で、エアコンというのは必要と考えておりますので、各施設の意向も踏まえながら、検討していきたいと考えております。

○下兼委員

今年のような猛暑が来年以降も訪れる可能性は高く、子供たちの健やかな発達に向けて一層の御尽力をお願いして、私の質問を終わります。

○高橋委員

◎地域貢献活動休暇について

まず1点目です。地域貢献活動休暇についてです。

ちょうど今ほど下兼委員が通学路の見守りに関して触れた中にもありましたけれども、高齢化の影響もあって、

やはり地域のために力を尽くしてくれる方、人材というのが少なくなっているという現状にあります。この夏、新型コロナウイルス感染症に見舞われてから3年半が過ぎて、特に地域では様々なイベントが行われたというふうに認識しています。お祭りであるとか、町内会の行事、有志で実行委員会を形成して行われるもの、各種の企画に私自身も関わりを持ちました。

そうしたことを見ていると、イベントの実行委員会やボランティアをされる方が幾つも掛け持ちをしていて、やはりプレイヤーの固定化が起こっているということが分かります。地域の活動においても、一定のメンバーの流動性みたいなものを持たせなくては、組織が硬直化してしまうことですか、アイデアが枯渇すること、マンネリ化を招くなど、そうした懸念をはらみますし、新たな取組も生まれづらくなっていくということです。

そして、地域貢献に関わる新しい人材を考えたときに、市役所の市職員の方々がそうしたところに出てきていただけると大変、心強いですし、顔の見える市役所をつくっていくことにもつながるというふうに感じています。

地域貢献活動に対する市職員の参加について、全国的な動き、そして地方公務員法など法令上の規定がどうなっているのかというのを調べてみました。自治体の場合は一部を除いて国家公務員に準ずるのがルールで、国には、被災地支援などに充てるボランティア休暇はありますけれども、地域貢献活動のための休暇に関しては明確ではないということが分かり、それに対して、札幌市、愛知県名古屋市、兵庫県神戸市、広島県広島市、熊本県熊本市の5市が、地域貢献活動のための休暇を創設できるかどうかを明らかにするように国に求めた経緯があります。

そのうち、神戸市ではアンケートを行っていて、地域貢献活動に興味を持ちながらも、公務への悪影響を懸念して、参加をためらう職員が多いという結果が見られました。しかし、休暇が制度化されれば参加のハードルは下がるものと考えられると。法律や会計の知識がある人材のニーズは高く、職員としても活動経験は公務に生きるはずだというのが神戸市の意見でもあります。それを受けて、総務省が本年8月10日に示した見解として、自治体が条例で定めれば職員の特別休暇として地域貢献活動休暇を創設できるようになるということが示されたところです。

ここで質問です。本市としては、広義の地域貢献活動ニアリーイコールでボランティアですけれども、これに関する声は多く寄せられているものと考えます。活動の幅は観光分野、町内会活動、福祉分野など多岐にわたるものと認識していますが、押しなべて、高齢化、人口減に伴うマンパワーの不足を課題視しているものと推察します。こうしたボランティアの活動状況について、まず現状認識をお聞かせください。

○(総務)総務課長

ボランティア活動の全般に関する活動状況、それに関する現状認識ということでございますが、御質問にございました、観光、それから町内会、福祉、それぞれの担当に現状についての確認をさせていただきましたところ、委員から御指摘のありましたとおり、人口減少、あるいはボランティアをされている方々の高齢化、そういった問題のほか、高齢化とも重複するような問題でございますが、若い世代の方がボランティアに関わっていくところが少なくなっていること。それから、先般のコロナ禍によりまして、活動の場が減って、そのまま自然消滅と言いますか、数が減っていると。

いろいろな要因があるというような状況ではございましたが、総じて御質問にもありましたように、成り手不足、人材不足といったことがあるという認識は共通しているところでございました。

○高橋委員

そして、このたび本会議で、みらいの平戸議員も、職員のボランティア活動へ参加した際に勤務とみなすことができるのかというような質問をされておりました。それに対しての御答弁の内容としては、市の職員がボランティアに参加する際に勤務扱いとすることは、線引きとして難しいという論旨であったというふうに捉えています。

私はここで少し違う角度で伺いたいと思うのですけれども、まず1点確認です。ボランティアに参加することを目的とした年次有給休暇の申請であれば、まず基本的に受理されるという解釈でよろしいですか。

○(総務)職員課長

有給休暇というお尋ねでしたので、いわゆる年次有給休暇のことかと思えますけれども、年次有給休暇に関しては、基本的にどういう目的で取得するのかということ宣言するということではございませんので、御本人がボランティア目的ということで有給休暇を申請したとすれば、それは認めるということになると思います。

○高橋委員

次に、総務省が言う地域貢献活動休暇に関する見解に焦点を当ててののですが、まず地方公務員法上、問題がないわけですから、総務省のお墨つきは得ているということになります。

そして、その例に倣って、仮に本市が地域貢献活動休暇条例を制定するとなる場合に、課題としてはどういったことが考えられるのか、お示し願えますでしょうか。

○(総務)職員課長

地域貢献活動休暇の課題ということでお話がありましたが、総務省の見解ということのお話があったのですが、まず前提というか8月10日に新聞報道がされたというのはあるのですけれども、実際そういう取扱いの通知は、まだ、我々自治体のところには一切、来ていない状況なのです。

新聞報道の中に書いてあることの前提ということで、それを前提にしてお話をさせていただきたいのですけれども、新聞記事の内容ということで申し上げますと、総務省の考え方として、基本的には職員は公務優先で安易に特別休暇をどんどん種類を増やすべきではないだと。駄目ではないけれども、もしそれを創設するのであれば、目的ですとか必要性を住民や議会に丁寧に説明することが必要だというような見解が示されておりますので、だとするならば、議会の皆様ですとか、あるいは市民の皆さんに、どういったふうに理解を得ていくという辺りが課題にはなるのかと考えてございます。

○高橋委員

次に、今、挙げていただいた課題の解決のために何が必要であるというふうに考えられるのでしょうか。

加えて、ボトルネックになり得る事項というのも、先ほどの御答弁と若干重複する部分もあるのかもしれませんが、併せてお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

課題の解決のためにというお尋ねでしたけれども、これも正式の通知がないのでなかなかお答えしにくいところはあるのですけれども、議会の皆さんですとか、市民の皆さんの理解ということで、一つ議会の理解ということで申し上げれば、こういう場で議論していただくというか、お話をさせていただくこともありますし、新聞報道を見る限り、条例で定めればみたいな言い方をされていますので、条例ということは当然、議案になりますから、こういう場で議論をしていただくことになります。特別休暇という言い方をされていますので、特別休暇となりますと、特別休暇の種類はいろいろありまして、ボランティア休暇などもそうなのですが、その細かい種類というのを実は条例ではなくて、今、規則で細かいものを定めております。

そのことがありますので、特別休暇ということで言えば、ほかの特別休暇との位置づけというか、整理の仕方の違いというのをどういうふうにするのかと、少し引っかかるというところが一つ考えられるのです。

それから、これを市民の皆さんに理解を得るということもありましたけれども、市民の皆さんに直接影響するような、私どもの休暇の話なので、例えば、通常、こういう休暇をつくるということでパブリックコメントを取るようなものではないという認識ではあるのですけれども、そうだとしたら、広報おたるとかホームページの発信はできるのかと思うのですが、それで市民の理解を得るのに十分かどうかと、そこも少し課題は残ってしまうと考えてございます。

あと、例えば、実際にどういような、年間の休暇の日数の上限がどうなるのかということも、正直まだ、全然そこが示されていないので分かりませんが、それ次第では、あくまでも本来の職務がありますので、地域

貢献活動するのはいいけれども、本来の職務がおろそかになってしまうことはないようにという部分もあるので、その辺りの配慮等もしなければならぬのかと。その辺も少し課題というか、ネックになる部分があるのかとは感じてございます。

○高橋委員

今日この場で質問させていただいているのは、課題提起みたいな意味合いが強いところです。ただ、この場の質疑のみで終わることなく、条例が必要であるのか、あるいは今の御答弁をいただいて、規則で対応できるのかどうか。また、課題の整理等も必要ですから、すぐにということではありませんけれども、制度化に向けて少し動いてみていただきたいというふうに思うのですが、そちらに関して最後に御見解をいただいて、この項を終わりたいと思います。いかがですか。

○(総務)職員課長

今後の動きということのお尋ねでございまして、先ほどネガティブな感じのお答えをしてしまったのはあるのですけれども、ただ、まず基本的な考え方として、イベントも含めまして、職員が地域貢献ですとか、まちづくりに参加するような活動の場に出ていくということに関しましては、例えば、人材育成という観点ですとか、あるいは、いろいろな担い手不足ということが言われている中での地域活動の活性化みたいな、そういった点で非常に有意義だとは考えています。

そういうことはありますけれども、ただ、何分、正式な通知が来ていないですし、それが新聞報道ですと、今年度中にみたいな言い方をされていますので、時期的なものはまだ分かりませんが、通知が来た段階で、制度化の必要性ですとか、やはりこういうのは均衡ということがあって、ほかの自治体はどうかというものはよくあるのですけれども、その辺の動向なども含めて、通知を受けた段階で調査研究をしてみたいというふうには思っております。

○高橋委員

私からも一つ、付け加えさせていただくと、決して職員の方々をていよく使おうということではなくて、地域に市の職員の方々が出ていただいて、顔の見える関係になって、双方にとって有益なことが実りとしてあるように、制度化について求めるものでありますので、ぜひ引き続きの御検討をよろしく願いいたします。

◎ヒアリングフレイル(加齢性難聴)について

次に、ヒアリングフレイルについてです。

フレイルというのは病気ではないけれども、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい健康と要介護の間の虚弱な状態とする概念です。ヒアリングフレイルというのは、その中でも聴覚に関するもの、加齢性難聴の状態を言うものと認識をしています。

本小樽市議会においては、令和3年第3回定例会に、加齢性難聴の方に対する補聴器の購入助成に関する意見書が提出されましたが、否決された経緯があります。それに対して、私どもの会派は可決の意を示しました。それは、市が単独で助成事業を行うということにはハードルが高いというふうには考えるものの、国が助成をしてくれるという制度化をしていただくことを望むというものであったからです。

そして、本市が独自に助成制度を設けてほしいという声があるのも認識はしていますし、実際に道内でも制度を導入している自治体は存在しています。どこの部署が担当するのか、どのような制度設計にするのかというのは、自治体によって違いが出てくることは理解した上でお聞きしますが、仮に本市が加齢性難聴の方に対する補聴器の購入に助成するとした場合に、事務分掌上の所管はどこになるというふうに考えられますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

現時点における考え方ですけれども、福祉保険部福祉総合相談室の中の高齢者福祉を担当する地域包括ケアグループと障害福祉を担当する障害福祉グループが考えられます。

○高橋委員

本市の高齢者人口のうち、加齢性難聴の方の割合がどうなっているのか、全国の平均値はお分かりになりますでしょうか。

そして、割合を本市の高齢者人口に機械的に当てはめたときに人数がどうなるのか。その中で軽度から中等度までの難聴の方が何人ほどいるというふうに推測できるかということをお聞きすると、加えて、ヒアリングフレイル予防に関してですが、加齢性難聴のスクリーニング検査はどこかのタイミングで本市において行われているのかということ。

最後に、補聴器の購入助成の制度化できることが望ましいとは思いますが、ヒアリングフレイル予防をすることで、中長期的な効果を見込んで施策展開をすることが望ましいと感じます。ヒアリングフレイル予防に対する市の見解をお示しいただきまして、私の質問は終わりたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

まず人口に占めます難聴の方の割合ですけれども、国立長寿医療研究センターのホームページで、男女別、年齢階層別の割合が公表されておりますので、その割合を参考に本市の高齢者の人口に当てはめた人数でお答えいたします。

1年ほど前のデータになりますけれども、令和4年12月末時点の本市の65歳以上の高齢者の人口は4万5,013人となっております。このうち、難聴と判断されます聴力が25デシベル以上の方は、高齢者のうちの59.6%、2万6,833人と推計してございます。

また、そのうちの軽度から中等度までの方の人数でございますが、軽度難聴者は1万7,274名、中等度難聴者は9,023名、合計で2万6,297名と推計してございます。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

本市における加齢性難聴のスクリーニングの検査の実施の部分なのですが、本市において、加齢性難聴のスクリーニング検査の実施はしておりません。

あと、ヒアリングフレイルに対する市の見解につきましては、聴覚機能の衰えの状態が続くことにより、心身の活力の衰えを招き、認知症や鬱病のリスクを高めることが懸念されると言われておりますので、ヒアリングフレイル予防に関連する国の動向や他市の取組などを参考に研究してまいりたいと考えているところであります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第23号令和5年度小樽市一般会計補正予算について

それでは、議案第23号についてお伺いします。緊急生活支援給付金給付事業費についてであります。

ここで、岸田首相は給付金について、年内にも支給を目指すというような形でやられていまして、テレビなどでも年内支給をやられるとか、いろいろなこと言われております。その一方で、小樽市はどうかという問題があるわけでありまして。

まずお伺いしたいのは、給付金の概要について説明していただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

今回、実施する給付金の概要につきましては、対象となる世帯は令和5年12月1日時点で、本市に住民登録があり、同一の世帯に属する方、全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯を対象に1世帯当たり7万円を給付するものです。

なお、今回の給付金におきましては、国より来週以降、実施予定の所得税等の還付との整合性を図るため、住民税課税となっている方の扶養親族のみで構成される世帯は除くことと示されております。

○酒井委員

課税の扶養になっている方は支援にはならないということでありました。

ところで、先ほど来述べたように、年内に支給するよう国は言っているのですけれども、実際にいつ支給される見込みなのか、示していただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

給付につきましては、今回、補正予算を提案させていただきましたところでございますけれども、議決をいただきましたら速やかに準備を進めていくということで考えております。議決の時期を念頭に置きますと、年明け以降、今のところ1月中旬以降ということで考えておりますけれども、書類の発送をしていくという形で考えております。

○酒井委員

年明け1月以降、書類の発送という形で述べられました。ということは、早く見積もっても2月ぐらいにはかかってしまうということなのかというふうに類推されるわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

酒井委員がおっしゃるとおり、2月初旬以降の給付開始ということで想定しております。

○酒井委員

国は一生懸命あおってくるのだけれども、実際に作業しなければならない自治体というのは、本当に私は大変だというふうに思っております。

私自身、7万円給付については否定するつもりはないのです。ただ、今こうした低所得の世帯が負担していくというのは物価高も相まって、本当に大変な状況になっているというふうに思います。

この7万円の給付については、例えば、今年ありました、また来年もやられるという形の毎年支給されるものなのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

今回の7万円給付も含めまして、これまで数回にわたり低所得世帯を対象にした給付金を実施されておりますけれども、それぞれその時点の社会情勢、それから経済状況により、国において政策的に判断して実施してきたものです。

今後におきましても、同様にその時々状況を鑑みて判断するものと考えております。

○酒井委員

1回限りなのですね。私ども共産党は、こうした1回限りの給付ではなく、例えば、税についても、減税、免税していくという形でやっていけば、こうした低所得者だけに限らず、恩恵を被ることができるのではないかと訴えているわけでありまして。だけれども、政府は7万円給付ということでお茶を濁すということをやっているわけでありまして。かなり問題だというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのが、委託料という形に予算ではなっております。なぜ委託なのか、お答えください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

直営で実施する場合、人員の確保ですとか執務スペースの確保が必要となること。それから、準備から支給までの一連の流れをスムーズに実行しまして、迅速に給付金を皆さんに給付していくということを鑑みまして、委

託のほうがスムーズに進むというふうに判断しているところです。

○酒井委員

スムーズに進むという話なのですが、ということは、委託しないで直営でやった場合というのは、2月どころから、さらに延びるというような感じでいいのかどうか、少し確認したいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

実施につきましては、もう少し時間がかかることになるのではないかと想定しているところです。

○酒井委員

ところが、委託になると直営と比べて、委託料がかかるというような問題があるわけでありまして。どれだけかかるのかを示していただけませんか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

今回の委託につきましては、予算編成時に参考見積りを頂いたところですが、税込みで約9,675万円となっております。

○酒井委員

9,675万円といったことであります。ただ、9,675万円は委託しなければ、それだけ市民のために活用できるお金が増えるということになるというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

国におきましては、給付金を実施するに当たりまして、一定の経費は事務費として計上することを想定して示してきております。ただし、委託料全額を事務費として賄うことはできなかったことから、国で示しております推奨メニューから充当するというところで、先ほどお話ししました九千何がしという金額全額がそちらのほかの事業に充てられるというものではございません。

○酒井委員

いずれにしても、推奨メニューの中から、ほかに全額になるにしても割り振れる部分があったというふうに思うわけでありまして。

ところで、民間に委託するという話ですから、こうした税情報などのセンシティブな情報が守られなければならないというふうに思うのですが、それが守られる歯止めというものはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

委託によりまして個人情報の取扱いにつきましては、契約において、秘密の保持、それから個人情報の取扱いについて厳密に定めておりまして、当然、遵守されるものであると考えております。

○酒井委員

いずれにしても、国が行うことによって自治体は本当に振り回されると。例えば、年内支給の話についても、今の話でいきますと2月初旬だという話で、恐らく市役所にもお問合せが来るだろうと思うと、本当に職員の皆さんの苦勞を思うと本当に心苦しいと思います。

ただ一方で、待ちわびている方もいらっしゃるわけですから、できるだけ早く支給できるように、大変とは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎小樽市道の道路情報等の公開について

次に、小樽市道の道路情報などを公開についてであります。

2022年の第1回定例会におきまして、私は一般質問を行いました。その中で、札幌市などの例を示しまして、市内の市道について、市道か市道ではないかと、それから、幅員などが分かるようなものが必要。札幌市のように、いろいろな施設やら何やら入れるということは望ましいけれども、まずは市道か市道ではないか分かるぐらい、幅員が分かるぐらいなら参考にするということではできないだろうかという形で質問いたしました。答弁では、かなり

前向きな答弁で調査していくという話だったというふうに思います。

あれから一体どうなったのか、御説明をしていただけますでしょうか。

○(建設)用地管理課長

道路情報のインターネット上での公開についてなのですが、令和4年度中に市内の調整やデータの確認などを行いまして、本年5月1日よりホームページ上で公開しております。

○酒井委員

早速、私も確認させていただきました。小樽市認定路線という名前で見えています。見ますと、こういうところでも市道だったのだというのはよく分かったりしまして、例えば、いわゆる軍事道路、軍用線などを見ましたら、廃道になっていなくて、まだ市道のままなのです。すごいと思いながら、てっきりこういったものはもう廃道になっているのだらうと思ったので、その点でも市民の皆さんにもよく使われることになるというふうに思います。

まず内容はどのようになったのか、説明していただけますでしょうか。

○(建設)用地管理課長

公開している内容ですが、現況図上で、小樽市道の起点から終点までの概略の位置、路線名、最大と最初の幅員などを調べることが可能となっております。

○酒井委員

市道名と最小と最大の幅員が示されているということでありました。

ところで、私が認定路線がネットで公開されているというのを知ったのは、つい最近なのです。選挙などもあってかなり忙しくて、市のやっていることというのなかなかチェックし切れなかったという時期だったということもあるのですけれども。

この周知についてはどのようにされたのか、これについて示していただけますでしょうか。

○(建設)用地管理課長

公開に関する周知なのですが、本年5月に広報おたるによる周知と市のホームページ上で周知いたしました。

○酒井委員

広報おたるとホームページということなのですが、かなり私は小樽市の情報というのはチェックしているつもりではあるのだけれども、なかなかそれが見つけられなくて、それで最近になってから、そういえばあの話はどうなったのだらうと思って見てみたら、ぽっと出てきたということ。

やはり、こういったものは市民にとって、とても便利になるよいものなので、もっと機会あるごとにPRしていただいて、やっていくということが必要なのではないかと思う。お金をかけないでというのはなかなか大変なことになると思うのですが、もう少し何となく、例えば、ホームページの中で見つけやすい場所にぽっとやるですとか、工夫できないかと思うのです。

その点について、改めて周知方法をどうするかということについて説明いただけますでしょうか。

○(建設)用地管理課長

さらなる周知ということだと思うのですが、まだ可能かどうかというのは調整が必要になりますけれども、ホームページのトップ画面上に公開に関わるリンクを貼ることですとか、定期的に新着情報を載せること、さらには定期的に広報おたるに掲載することによって幅広く周知していくことについて考えてございます。

○酒井委員

ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ところで、前の一般質問のときに質問していたのは、まずはそういった段階で、なるべくお金をかけない形で進めていくのはどうかという話で質問しました。一方で、統合型GISなどについて、将来的にはやはり見ていくべ

きではないかというようなお話をしました。例えば、公園がどんなふう分布しているのかとか、病院、診療所がどんなふう分布しているのかとか、選挙の投票所はどんなふう分布しているのか、それから、児童館とかがどんなふう分布しているのかということをいろいろなふうここに載せていけば、一目でまちづくりにどういう課題があるかということが分ると私は思うからなのです。

今DXが出されておまして、その中でこうした公開型GISという形で表現されたと思うのですが、それが今後どういうふう小樽市としては考えられているのか、それについてお伺いしたいというふうに思います。

○(総務) デジタル推進室今井主幹

委員がおっしゃられたように、GISは地図上にいろいろな情報を視覚的に分かりやすく表示することができますので、活用拡大ということは非常に有益ですので、DX推進に関する全体方針の中でも取組の事項の一つとしております。先ほど例示いただきましたが、今後どのような情報を公開できるか、庁内の情報などを含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

公開できるものとできないものもあるし、むしろ公開しなくてもいいような情報などもあると思うのです。そういった線引きなどもやって、ただ一方で、小樽市として分析ができるためには、こういった情報を載せていくかということについて、しっかり検討していくべきだと思うのです。

今考えられているのは、そうした統合型GISという形で、公開するか、しないかはともかくとして、しっかり小樽市の方向性としてやっていくということで確認してよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○(総務) デジタル推進室長

統合型及び統合後は、いろいろな情報が一つのところにあるということは、やっていたほうが当然いいとは思っておりますし、情報をどこまでのものを出すのだというのは当然、線引きが必要になってくるとは思いますけれども、公開型のGISについては、できる方向で検討はしていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

共産党はDXとかいろいろなものに対してあまりいい考えを持っていないのですが、こうした市民にとって役に立つ、それから、市にとっても役に立つというものについては、大いに進めていくべきだというふうに思います。課題も多いと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

◎町内会館建設補助について

次に、町内会館建設への補助についてであります。

先日、私も所属する町内会で、これから町内会館改築が必要だろうということがありまして、その中でどういった課題があるのだろうかということでお話を伺ったところでございます。

小樽市でも町内会館建設などへの補助制度がありますけれども、現在の内容はどのようになっているのか、説明していただけますでしょうか。

○(生活環境) 角澤主幹

助成制度の概要でございますけれども、こちら小樽市町内会館等建設助成規則の中で定めてございまして、5年以上継続して組織されている町内会等が、町内会館等の新築、増築、改築、補修または建物の取得といった取得を行う場合に助成を行うものでありまして、工事費や取得費の2分の1以内を助成率といたしまして、上限額が新築及び建設の取得の場合は900万円、増築又は改築、補修の場合は500万円としております。

要件といたしまして、町内会館等の建設用地が確保されていることや増築及び改築に当たっては、その規模が10平方メートル以上であること、あるいは補修に当たっては工事費が100万円以上であることといったことで設定しているものでございます。

○酒井委員

900万円ということを示されているわけでありますけれども、ただ、物価の高騰がとても広がっているのです。そうした中、規則が決められた当時からどのくらい物価が上がっているというふうに市としては捉えられているのか、お伺いしたいと思います。

○(生活環境)角澤主幹

本制度は昭和58年に創設いたしまして、現在、約40年たっております。言わば具体的な物価の上昇額はつきり分らない部分がありますけれども、やはり長い年数の中で物価の上昇、資材の高騰、あるいは人件費の上昇というところの中では、こういったものを建設するための費用というのも高くなってきている状況にあるということを感じております。

○酒井委員

40年前ということですから、40年前と比べれば当然、先ほど御説明されたとおり、資材、人件費なども高騰しているというのは容易に推測されるわけであります。

やはり、現在、これだけの期間が過ぎたわけですから、補助についても一旦見直ししていくということを真剣に検討していく必要があるのではないかと。額の引上げを検討してみてもどうかと思うのですが、お考えを伺います。

○(生活環境)角澤主幹

制度の見直しについてでございますけれども、こちらの額の引上げという部分では、せんだっての町内会長としての定例連絡会議というのが行われる中で、そういった中でも要望が出てきている項目でございます、必要な支援と考えてございますけれども、やはり町内会に関する支援という意味では、会館に関しては、設備面に対する更新費ですとか、Wi-Fi環境の整備に対するもの、あるいはまた、解体費用に関するものの要望といろいろな要望が出ています中で、町内会に関しては様々な支援の在り方を検討しなければならない状況がございますので、やはりこの辺は優先順位を考えながら、検討項目となりますけれども、これも今後の見直しの一つの検討項目として協議をしていきたいというふうに考えております。

○酒井委員

ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。ますます町内会活動は本当に重要になってきているというふうに思います。そうしたことで、小樽市としてもそうした町内会に対して補助などをしっかり行うということで、町内会活動を支えていくということは、どうしても必要なのではないかと考えております。

ところで、先ほど用地が確保されているということが条件になっているということがありました。これは、例えば、確保されているということについては、自前で土地を持っているだけではなくて、民間から借りてとか、いろいろなところから借りても用地確保しているという解釈になるのかどうかについて確認したと思っております。

○(生活環境)角澤主幹

委員から御質問がありました借りた土地でもという部分につきましては、建設用地が確保されているということで捉えまして、条件は満たすものでございます。

○酒井委員

それでは、例えば、市の敷地について、もちろんいろいろな条件などあるとは思っておりますけれども、それから、普通財産であるという形ではもちろんあると思っておりますけれども、そういった場合において、例えば、町内会に対して貸すということは、理論上あり得る話なのかどうかということについて伺いたいと思うのですが。

○(財政)契約管財課長

市有地のうち、普通財産についてお答えさせていただきます。普通財産上に町内会館を建てることについて、賃貸借契約等を結ぶことは可能であるというふうに考えてございます。

○酒井委員

こうした場所を確保するというのも本当に苦労している、そういった町内会も少なくないというふうに思います。これから相談することになるというふうに思いますけれども、先ほど言われた補助の金額が実際に上がるという形になって、それから市の敷地についても借りられるという形になったら、かなり有望になってくるのかと思います。これからもこうしたことについて、しっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

◎放課後児童クラブと児童館について

最後に、放課後児童クラブと児童館についてお伺いいたします。

ある市民の方から、放課後児童クラブの時間延長ができないかという御相談を受けました。その方は本当に仕事の都合で、それまでは保育所などに通っていたけれども、小学校に入るという形になって放課後児童クラブに間に合わせる形になったら、とてもではないけれども今の仕事を続けられない、どうすればいいだろうかという話で、本当に大変な話でした。私もお話を聞いて、議会の中で必ず取り上げますというふうにお話ししたのです。

この放課後児童クラブの時間延長はできないかという考え方について示していただけますでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

放課後児童クラブの開設時間に関しましては、他市の状況を見ましても、本市の開設時間の拡大は必要であると考えております。

○酒井委員

必要だということでありました。

それでは、保護者の実態について、本市としてはどのように把握されているのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

保護者のニーズの実態の把握に関しましては、昨年9月に利用者に関するアンケート調査を行って、ニーズを把握しているところです。

○酒井委員

問題は必要だとされましたけれども、いつ解決されるのかということだと思っております。いつまでに考え方が示されるかどうか、お示してください。

○(こども未来)放課後児童課長

拡大に当たっては、職員の勤務体制や時間と職員確保など対策を整える必要がありますので、現時点で具体的な時期は申し上げられませんが、できるだけ早期に実現したいと考えております。

○酒井委員

できるだけ早くということでもありますけれども、市民が安心して暮らしていけるために、やはり早めに改善してほしいというふうに思います。

ところで、今回、放課後児童クラブについて利用料金が無料になるということが出されました。

それでは、実際ほかにかかるのはどのようなものがあるのか、示していただけますでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

放課後児童クラブの利用手数料のほかに、おやつ代として毎月1,500円かかります。

○酒井委員

私は、やはりどの子供も無償にしてほしいと思うのです。それから、所得制限なく、そうしたおやつ代も含めて、きちんと市で負担できるというふうな形にはできないだろうかと思うのですけれども、他の自治体の制度を研究してみたいかと思うのです。

そうした他の自治体での放課後児童クラブの実態について調査をしてみたいかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

他市の状況につきましては、これまでも機会があるごとに調査をしてきておりますけれども、年度替わりですとか、状況が変わるといふこともありますので、引き続き随時更新しながら、他市の状況を把握してまいりたいと考えております。

○酒井委員

今回、無料化ということで利用が増える、これは想定されるわけでありましてけれども、どのくらい増えるといふふうに見込まれているのか、お伺いいたします。

○(こども未来)放課後児童課長

保護者が就労しており、児童の帰宅時間に監護する方がいないという利用条件に変更はありませんので、若干の増加という程度で見込んでおります。

○酒井委員

私は放課後児童クラブというのは、誰でも利用できるという形にしたほうがいいのではないかと常々思っているのです。

子供といふか児童の居場所という形で言えば、そうした就労状況にかかわらず、利用できるほうがいいと思っておりますけれども、それに対してネックになるのはどういったことでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

放課後児童クラブにつきましては、国の放課後児童健全育成事業に基づくもので、保護者の就労という要件がございます。これに基づいて、交付金等も財源として入れておりますので、全てのという事業は難しいと考えております。

○酒井委員

それで児童館なのです。児童館の場合だったら、そういったことを考えずに利用できるということでもあります。

ただし、常々申し上げているとおり、小樽市の児童館等については、数も少ないし、地域も偏在しているという問題があります。

まず確認したいのは、小樽市の児童館の数について示してください。

○(こども未来)放課後児童課長

小樽市につきましては、二つの児童館、一つの児童センター、計3施設となっております。

○酒井委員

では、札幌市ではどのくらいの数ですか。

○(こども未来)放課後児童課長

札幌市は児童会館が109、ミニ児童会館が90、合計で199となっております。

○酒井委員

先ほど札幌市では、ミニ児童館という言い方をしました。札幌市は独自の言い方をして、児童センターではなくて児童会館、児童館ではなくてミニ児童館という言い方をされていると思うのですが、どんなふうになっているのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

札幌市が設置する児童会館につきましては、いわゆる児童館でゼロ歳から18歳までの児童を対象としております。

ミニ児童会館につきましては、当該校区に居住する小学生が対象となっており、札幌市の児童会館は全国的にも珍しい市内全域を網羅する施設で、小学校の数と同じというふうになっております。

○酒井委員

そうなのです。小学校区に少なくともミニ児童館はあるという形であります。

そのミニ児童館についても、小学校の空き教室で利用されて児童館という形で出している例もありました。小樽市でも放課後児童クラブについては、敷地外でつくっている場合もあるし、そうではなくて学校内でやっているという形であります。

仮に、小学校に設置されている放課後児童クラブについても、札幌市で言われるところのミニ児童館的なものでやられるという形になれば、少なくともそれは不可能ではない話だと思うのですけれども、そういった札幌市などの例も含めて、調査や研究とかをしてみたらどうかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

今後の参考として、札幌市を含め他市の状況だとかを調べていきたいと思っております。

○酒井委員

ぜひよろしく申し上げます。私は常々申し上げているとおり、10年、20年、30年後の小樽市はどういったまちづくりであるべきかということを考えていくと、やはり児童館、児童センターというものが、私は中学校区に一つあるということが望ましいのではないかと考えています。

それが難しい形であれば、札幌市で言われるところのミニ児童館が小学校に設置されるという形であれば、本格的な児童館ではないけれども、その部分で利用できる形になっていくという形で、それはいいのかというふうに思います。ぜひ研究していただければというふうに思います。

ところで、厚生常任委員会で児童館について岐阜県多治見市に視察に行っていました。そこでは、比較的古い児童センター、それから新しい児童センター、いろいろなものがありました。一つ一つ拝見させていただきました。大変、丁寧に使われているということと、市民の方の利用が本当に多いというのが身をもって分かりました。

多治見市では、小学校区ごとに児童センターが設置されているということでもあります。そして、多目的に利用されているような児童センターも多かったです。例えば、町内会の施設としての場所があったり、それから、乳幼児が使うようなところだったり、ミニ図書館とか勉強スペースというのがあったりするという形であります。

こうした小学校区ごとに児童センターが設置されていることや多目的に使われているということについて、小樽市としてはどのような所感をお持ちになられたでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

児童館におきましては、多治見市はミニ図書館があるですとか、機能面としては、とても充実した内容で、理想的な状態であると考えております。

○酒井委員

理想的だということで本当によかったです。乳幼児、赤ちゃんを連れてお母さんたちが交流していたりするとか、それ以外にも本当によく使われているというのが実感で、こういった施設があれば、本当に子育てにとって安心できる施設になるのかというふうに思います。

小樽市もそうした乳幼児、それから児童に限らず、生徒なども使える形になっていけて、しかも町内会の方も使える形になっていけば、かなり夢が広がるのかと。子供たちだけの児童館、児童センターではなくて、町内会やそれ以外の方たちも使えるという形も出てくるのかと。

多治見市の一つの例では、貸し館機能もあったのです。貸し館機能では、どんなものに使われているかと言ったら、サークル活動に使われている例があったりとか、習字といった習い事の教室として貸したりとかしているという例があったわけです。

こういった児童館だけという形で考えるのではなくて、いろいろなものと複合化させてやることはできないだろうかということも含めて、ぜひとも研究していただけないかと思うのですけれども、お考えを伺います。

○(こども未来)放課後児童課長

今後、児童館など子供の居場所の充実という部分を取り組む中で、こういった機能が必要なのかなど検討してい

かなければならないと思いますので、こういった事例を参考にしていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。